

令和3年8月19日（木）

（午後2時00分 開会）

【事務局（池田（俊）総括主査）】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第2回大阪府環境審議会生活環境保全条例検討部会を開催させていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインでの開催とさせていただきます。委員、オブザーバーの皆様には御不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

本日の司会を務めさせていただきます環境管理室環境保全課の池田でございます。よろしくお願いいたします。

次に、本日の部会の資料でございますけれども、事前にメールでお送りさせていただいております資料のほうでございますけれども、確認をさせていただきたいと思います。

まず、議事次第でございます。それぞれPDFにさせていただいておりますけれども、次に、資料の1-1から1-3が議題（1）①の関係資料でございます。資料2が議題（1）②の関係資料でございます。参考1が生活環境保全条例検討部会の運営要領と、あと、委員名簿でございます。参考資料2が前回の第1回部会の議事録でございます。

皆様、資料の不足等ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

本日の部会でございますけれども、近藤委員につきましては所用のため御欠席でございます。7名の委員、2名のオブザーバーの皆様方に御出席いただいております。部会の運営要領第3の（2）の規定によりまして、成立しておりますことを御報告いたします。

なお、本部会におきましては、大阪府情報公開条例第33条の規定に基づきまして、公開とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

関係者、報道機関、傍聴者につきましては、十分な距離を確保できる部屋を御用意いたしまして本部会の様子を放映しておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

本日は、ウェブ、オンラインの開催となりますので、幾つかお願いがございます。資料の画面共有は行わないことといたします。事前に御送付させていただいた資料をお手元で御覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

ネットワーク負荷を抑えますために、審議に入りましたら、今はオンにさせていただいておりますけれども、カメラをオフにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

接続トラブルを防ぐために、発言される際を除きましては、マイクは基本ミュートにしていただけだと思います。

御発言される場合に、挙手ボタンにてお知らせいただきまして、部会長から御指名いただいた後、ビデオをオンにしてミュートを外して御発言いただければと思います。発言が終わりましたら、ビデオをオフにしてマイクをミュートに戻していただければと考えております。

なお、傍聴者、報道機関等からの写真撮影の希望はございませんでしたので、御報告させていただきます。

それでは、ただいまから議事にお入りいただきたいと思います。近藤部会長、よろしくお願ひいたします。

**【近藤部会長】** 近藤です。審議が円滑に進みますよう努めますので、委員の皆さん方、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですけれども、議事に入りたいと思います。

初めに、議題1の今後の大阪府生活環境保全等に関する条例のあり方についてですが、①の大気分野（有害物質規制）について、事務局から御説明をお願ひいたします。まず、資料の1-1から順番に説明をお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

**【事務局（池田（桂）総括主査）】** 事業所指導課大気指導グループの池田と申します。

それでは、まず、資料1-1につきまして御説明させていただきたいと思います。

こちら、タイトルは大気有害物質排出規制に係る府条例届出状況についてという資料でございますが、前回の部会におきまして水谷委員のほうから御質問、御指摘があったというものでございまして、その回答ということでございます。

御質問の要旨でございますが、前回部会の資料の1-3の12ページになりますけれども、大気有害物質排出規制の対象物質の除外を検討しております府条例の現行の有害物質のうち、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質といたしまして7物質ありますが、これらの条例の届出状況はどうかというところでございます。全国的には優先取組物質ではないので除外するという御説明させていただきましたが、全国的には暴露量等に問題はないが、地域的に大阪府は暴露量が多いという可能性も否定できないと、そういった御趣旨でございます。

回答でございますが、まず、府条例に基づく府域の全市町村の届出状況は1ページの下側の表1でございますが、7物質の届出の状況をお示しさせていただいております。

こちらの7物質のうち、赤い枠で囲ってございます臭素、アニシジン、N-エチルアニリン、クロロニトロベンゼンの4物質でございますけれども、下側のところの全種類の有害物質の届出を指導することのある廃棄物焼却炉を除きまして届出施設がない、または少ないという状況でございました。

廃棄物焼却炉以外の届出が一定数あるそのほかの3つの物質でございます。銅及びその化合物、バナジウム及びその化合物、アンチモン及びその化合物の3物質でございますけれども、こちら、近年の府内の大気環境濃度を表2のとおりまとめてございます。

こちらは、それぞれで、条例の当初に設定いたしました想定環境濃度、こちらは排出口における濃度基準を設定するための指標といたしまして、敷地境界等の距離において想定される環境濃度というもので、また資料1-2のところでも詳しく御説明させていただきましても、こちらと比較をいたしまして全て大きく下回るという状況でございますので、府域の大気環境濃度は問題なく、府域の暴露量は低いと判断できるというところでお示しさせていただいております。

御説明は以上でございます。

**【近藤部会長】** ありがとうございます。

では、この説明について御質問、御意見ございましたら、挙手をしていただけたらと思います。どなたかいらっしゃらないでしょうか。よろしいでしょうか。

では、この7つの物質を除外するということはお認めいただけるということで、次に進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

では、続きまして、資料1-2の説明をよろしく願いいたします。

**【事務局（池田（桂）総括主査）】** 続きまして御説明をさせていただきます。

資料1-2の有害物質排出規制に係る検討について**【規制基準】**という資料でございます。

こちら、前回の部会では、先ほど御説明させていただきました対象物質につきまして御審議いただいたところですが、本日の部会では、この資料1-2で規制基準、資料1-3で対象施設について御審議いただきたいと思いますと思っております。

まず、こちらの資料2ページ目でございます。

規制基準に関するこれまでの議論といたしまして、前々回の部会の論点整理の際の資料から抜粋しておりますけれども、こちら、矢印の下側でございます。見直し後の排出規制対象物質の規制手法については、濃度基準の設定が可能かどうかを優先的に検討するべき

というところ、また、3ポツ目、測定義務の軽減及び免除の規定の積極的活用を検討すべきではないかというところでお示しさせていただいて、御議論いただいたところがございます。

3ページ目でございます。

こちら、前回の部会の資料の抜粋になるんですけども、検討対象物質の一覧を参考までにお示しさせていただいております。

黄色く示させていただいています物質の25種類が、今回規制対象物質として前回御審議いただいたというところがございます。

続きまして、4ページでございます。

まず、条例における現行の規制基準を御説明させていただきます。

有害物質の対象物質のうち、6種類につきましては指定有害物質と位置づけさせていただいております。それらは設備構造基準を設けております。この表にございますように、処理装置を設置する等の構造基準となっております。

そのほかの17種類の物質につきましては、その下、濃度基準を適用してございます。

例えば、ばいじん規制のように排出口で一律の基準を設けているというような規制方式ではなくて、有害物質の濃度基準につきましては、ここの表に式がございますとおり、 $C = (K \cdot S) / Q$ という形で規制を実施しております。この式の中のCが有害物質等の種類ごとの量ということで、こちらが規制基準ということになります。

その下のKでございますが、こちらは有害物質の種類ごとに定める値としまして、有害性などで変化する、いわゆるK値と呼んでおります値でございます。

その下のSでございますが、こちら、排出口からの距離を勘案した値ということで、煙突の高さであったり敷地境界までの距離であったりといった、その辺りを勘案した値ということでございます。

最後、Qが乾き排出ガス量ということで、この式で求められる濃度を基準としているところでございます。

5ページ目でございます。

先ほど説明させていただきましたSの値、Kの値が具体的にこういう式、またはこういう値で決められているところでございます。

Sにつきましては、排出口の高さであったり敷地境界までの水平距離、あとは、至近にある建築物の高さや水平距離、この辺りをパラメーターといたしまして幾つかパターン分

けしまして、Sの算式により求められる値となっております。

その下がK値ということで、それぞれ物質ごとに値が定められておりますが、特に今回は新規対象物質のこのK値を出す必要があるということでございますので、その考え方などを中心に御審議いただきたいと思っております。

6ページ目でございます。

規制基準の設定に当たりまして、大きく3つを検討事項として柱立てさせていただいております。

1つ目、規制手法について。冒頭申し上げましたが、規制手法といたしましては、現行もそうですが、濃度基準または設備構造基準が考えられますが、原則濃度基準による規制を優先的に採用するとの考えで問題はないか。

2つ目、規制基準の設定について、新規追加物質等に濃度基準を適用する場合、K値の設定に必要な想定環境濃度、資料1-1でも少し出てきましたが、排出口における濃度基準を設定するための指標として、敷地境界線等環境を考える位置において設定される環境濃度でございますが、こちらについてどのように考えるべきか。また、想定環境濃度の設定ができない物質についてはどうするべきか。

3つ目でございます。K値の見直しとその妥当性について、②の検討結果を踏まえたK値の見直し案とその数値の妥当性につきまして検討しております。

7ページ目でございます。

1つ目の検討事項、規制手法についてでございます。

丸の2つ目でございます現行の規制手法設定時の考え方でございますが、この表にございます上のほう、発がん性を有する化学物質につきましては指定有害物質と位置づけまして、当初は閾値、その暴露量以下では影響が起これないとする値でございますが、この閾値の設定及びリスクアセスメントによる評価手法も確立されていない状況にあるため、大気環境への排出を可能な限り抑制する手法として、施設に対する設備構造基準を設定したというものでございます。

それ以外の物質として、毒性が高い化学物質として対象になっているものでございますが、こちらは濃度基準を設定しているという状況でございます。

その表の下の丸のところです。発がん性の閾値の有無の判断に関する国の考え方でございますが、下線部のところでございます。発がん性を有する化学物質が遺伝子障害性を持たない場合、あるいはその関与がないと推定される場合は、閾値のある発がん性物質であ

ると判断して評価値を算出するというのが現在の国の考え方でございます。

矢印の下側でございます。閾値やリスクアセスメントに関する新しい知見により、発がん性を有する物質の一部は閾値が示され濃度基準の適用が可能となっていることを踏まえ、発がん性物質に対し過大な管理コストのかかる設備構造基準を一律に設定するのではなく、業種や業態ごとに現実的かつ効果的な対策検討が可能である濃度基準を原則として採用すべき。また、測定義務減免規定の積極的な運用により、適正管理等を自主的に取り組むことを事業者に促すべきということを方向性案とその考え方としてお示しさせていただきたいと思っております。

続きまして、8ページでございます。

検討事項の2番目、規制基準の設定についてでございます。

規制対象物質の濃度基準の適用に当たりましては、現行の拡散式を基にした排出口濃度基準における想定環境濃度の設定を検討する必要があると考えております。

ここで想定環境ですけれども、この図にございますように、排出口における濃度基準を設定するための指標といたしまして、排出口の中心から環境濃度を考える位置、この図のパターンでは赤点のところでございますが、この位置において設定される環境濃度で物質ごとに設定されるものです。

その図の下の米印のところにあります。この想定環境濃度に、大気拡散モデル、現行条例ではスコラ・バレットモデルというモデルを適用しておりますが、こちらを用いた排出口基準式の係数係数34.0を乗じた値をK値と定めてございます。

そして、この想定環境濃度の設定方法でございますが、右側の式を御覧ください。

まず、①としまして有害物質の種類ごとの有害性に係る定量評価値を決めまして、それを②の不確定係数で割ります。それで③の想定環境濃度を算出しております。

この①の定量評価値につきましては、左下側に少し補足説明しておりますが、当時の算定の考え方といたしましては、日本産業衛生学会やACGIHなどの各機関における定量的暴露濃度と健康影響との定量的関係を示す勧告値などから評価値を決定したというものでございます。

そして、②の不確定係数でございますが、その右側でございます。健康リスク評価を行う際に、科学的知見及びそのデータにおける不確実性を考慮して評価値の算出に用いる係数ということで、安全側を見た係数ということになりますけれども、当時の条例では、この表にございます人に対するデータか動物実験のデータだとか、あとは、無作用量か作

用量かとか、その辺りの5つのパターンに分けて、小さいものでは10、大きいものでは300という値を設定して、パターン分けして計算したというところがございます。

これで計算いたしました想定環境濃度は次の9ページでございます。この表のとおり当時設定したというものでございます。

続きまして、10ページでございます。

想定環境濃度の設定を今回行うに当たりまして、国の環境基準値・指針値が定められている物質につきましては、それらを基に算定することが考えられます。

その理由は、その下の枠内がございます環境基準値・指針値の設定方法でございますが、①の定量評価値を②で不確定係数で割りまして、それで環境基準値・指針値を求めているというところで、条例の想定環境濃度と基本的には同じ考え方で求めているというところがございます。

ただし、具体的なところは少し違うところもございまして、ページの真ん中にございます①の定量評価値の算定の考え方の下線部のところがございますが、例えば、長期暴露影響の疫学知見を優先している点であったり、2ポツ目の発がん性及び発がん性以外の有害性に係る評価値がともに算出可能な場合は、両者の評価値を算出して低いほうの値を採用するといった、考え方が違うというよりは、どちらかというところブラッシュアップされてより整理された考えが示されているというところがございます。

一方、②の不確定係数のところがございますが、その下でございます。化学物質の固有の有害性データに関連する不確実性であったり実験条件に関連する不確実性ということで、様々な項目を考慮した値が用いられているところがございます。

ここで例でお示しさせていただいておりますのが、中央環境審議会の第12次答申としまして令和2年8月に示された塩化メチルの不確定係数の考え方でございますが、こちらは1,000という値を示しております、その考え方としまして、①で、まず、種間差、動物実験の結果をヒトに外挿する場合に10という値を設定した。②が種内差、個体差でございます。こちらは平均的な人間集団の値、NOAELという値を感受性の高い集団、例えば高齢者であったり、そういった集団に外挿するための係数として10を設定。そして、③としまして、暴露期間の差ということで、短期間の実験データであるため、10という値を設定したと。

これらの係数の積1,000を設定したというところがございますので、実態といたしましても、条例の想定環境濃度に比べてかなり数字が大きい。いわゆる安全側に考えられ

ているというところをごさいますして、また資料にはないんですけれども、国の考え方とい  
たしましては、最大値は3,000という値を設定しておりますので、ちょうど条例の想定  
環境濃度の最大が300でありますので、10倍と設定されているところというところ  
でございます。

11ページでございます。

先ほどの指針値等の設定の考え方に基づきまして、今出されているのがこれらの値で  
ございます。緑枠で囲っていますのは発がん性に関する評価値、そして、その横のオレンジ  
色のところが発がん性以外の評価ということで、これらのうちの低いほうの評価値を一番  
右の赤い枠のところ指針として決めているというところでございます。

右から3列目のところに発がん性以外の不確定係数の値を示させていただいております  
が、条例の想定環境濃度と比べましてもかなり大きい数字が並んでいるという状況でござ  
います。

続きまして、12ページ目でございます。

こちら、国の環境基準値・指針値と府内の大気環境濃度を比較したページでございます。

それぞれの表の①と書いているところが環境基準値・指針値でございまして、その横の  
②が府内の大気環境濃度、2020年度の府内の測定局の年平均値のそののさらに平均と  
いう値でございます。①を②で割った値がその横に書いておりますが、例えばアクリロニ  
トリルでございますと90.9倍ということで、かなり大気環境濃度的には低い状況であ  
るということをお示しさせていただいております。

右側の真ん中あたりにありますマンガン及びその化合物、それと、水銀及びその化合物  
の2物質につきましては、現行の条例でも濃度規制をしているものでございまして、一番  
右側に参考欄を設けておりますが、条例の想定環境濃度が $4 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、水銀では $1 \mu\text{g}/\text{m}^3$   
ということで、こちら、環境基準値・指針値に比べても大分高い値で当時設定したとい  
うものもお示しさせていただいております。

続きまして、13ページでございます。

現行条例の想定環境濃度と国の環境基準値・指針値を比較したものでございます。

左側の表の上のところ、まず、算定の考え方でございますが、定量的関係を示す資料と  
不確定係数とを考慮したというところで、同じでございますので、矢印の右側の表のと  
ころです。見直しに当たっての考え方を示しておりますけれども、想定環境濃度と環境基準  
値・指針値の算定の考え方は同じであることから、優先取組物質については、より新しい



知見に基づき設定されている環境基準値・指針値を基に新しい想定環境濃度を算定するべきではないか。

左側に戻りまして、真ん中のところですが、位置づけ、性格でございますが、こちら、少し違いがありまして、想定環境濃度につきましては、事業場への排出規制を行うに当たり、排出口における濃度基準を設定するための指標ということで、一方、環境基準値・指針値でございますが、まず、環境基準値は下線部のところ、維持されることが望ましい基準であり、行政上の政策目標という位置づけです。指針値につきましては、長期的暴露による人の健康に係る被害を未然に防止する観点というところと、このレベルが達成できるように排出抑制に努めるべきものという位置づけでございます。

また、その下、不確定係数ですけれども、それぞれ想定環境濃度は10から100の間で、それで、環境基準値・指針値は125から2,000という間で決めております。平均値を一応お示しさせていただいておりますが、想定環境で61、環境基準値等で866というところで、およそ14倍というところでございます。

右側の矢印の先でございます。太字、斜め字のところですが、想定環境濃度と環境基準値・指針値の位置づけ等の違いから、算定に当たりましては以下の点を考慮すべきではないかというところで、まず、1ポツ目でございます。府内の大気環境濃度は環境基準値・指針値を大幅に下回っている状況でございますので、大気汚染に繋がる有害物質の大気への排出の未然防止の観点からは、現行の水準の対策で特段問題が生じていないと考えております。

2ポツ目、環境基準値・指針値は長期的暴露、24時間365日暴露し続けての視点で設定されているものでございますので、排出口における濃度基準の設定には、実際の施設の稼働時間を考慮する必要があると考えております。

3ポツ目、環境基準値・指針値の不確定係数は、現行条例より安全側に設定されていること、以上の3つを考慮すべきと考えております。

そこで、次の14ページでございます。

方向性案をお示しさせていただいております。

1つ目の丸につきましては、繰返しになりますけれども、環境基準値・指針値が定められている物質につきましては、その算定の方法が同じということでございますので、環境基準値・指針値を基に新しい想定環境濃度を算定すべきであるとしております。

丸の2つ目でございます。ただし、環境基準値・指針値が現行条例制定時の考え方から

見て相当安全側に設定されている点、そして、固定発生源の稼働時間を考慮する必要がある点から、排出基準を設定する上で40程度の係数を乗ずることが適当である。

ここで40という数字が急に出てきたところでございますが、その下の枠のところでお示しさせていただきます。

まず、(1)でございます。現行の排出抑制対策の水準で府内の大気環境濃度に特段問題が生じていないことを踏まえまして、環境基準値・指針値が定められている物質の想定環境濃度は、現行条例と同じ水準を目指すものとする。

その前提のもとに(2)でございます。同じ水準を目指すに当たりまして、以下の点を考慮した係数を設定します。

まず、1つ目、①環境基準値・指針値の不確定係数が現行規制物質の想定環境濃度より安全側に設定されている点。ここでその不確定係数の比は1.4ということをお示しさせていただきます。

②です。環境基準値・指針値は長期的な暴露による人の健康被害の観点で設定されておりますので、実際の施設の稼働時間を考慮すべき。ここで括弧内に、一般的な施設の稼働時間いたしまして1日8時間、週5日ということで、合計週40時間と仮定しますと、稼働時間の比は、フルで動いているのに比べまして4.2ということで数字を入れさせていただきます。

この(2)の①、②を踏まえまして、それぞれ安全側に数字を丸めまして、(2)の①不確定係数の比をおよそ1.0、(2)の②の施設稼働時間の比をおよそ4と設定いたしまして、これらの積から40を係数として設定したいと考えてございます。

ここで、国の不確定係数の比が1.4としましたけれども、国の不確定係数の考え方自体を変えるとか、それがおかしいというものではなくて、そもそもの想定環境濃度の性格と環境基準値・指針値の性格が違うというところも考慮しまして、そのままの環境基準値・指針値を適用しますと厳し過ぎて、事業者が守れずに基準値を超過すると、そういったケースも出てくるかなと思いますので、ここは排出規制を行うという性格に基づきまして、係数といたしましてこの40という値が妥当なのではないかと考えているところでございます。

上の丸の3つ目のところでございます。なお、これらの算定により求めた想定環境濃度は現行より大きく(緩く)なる物質につきましては、現行の値を作業すべきである。具体的には、先ほどの12ページで説明しましたマンガン及びその化合物と水銀及びその化合

物、これらの2つの物質につきましては現行の値を採用すべきと考えております。

丸の4つ目です。なお、今後国において環境基準値・指針値の見直しがあれば、適宜見直しを検討する。また、測定方法の確立検討において見直しが必要な場合は適宜見直しを検討するとしております。

15ページでございます。

これまで環境基準値・指針値が定められておりました15物質について考え方をお示しましたが、残りの10物質につきましては、これらは指針値等が定められていないというものでございます。このうち、下線を引いております6物質につきましては優先取組物質でございますので、国は今後、順次指針値等を設定するという方針でございます。

それを踏まえまして、矢印の下側でございます。これら10物質については、府で独自に新たな想定環境濃度を算定せず、以下の方針で今後規制を行うべき。

①現在濃度基準を採用している6物質、下の表でいきますとホルムアルデヒドから塩化水素までの6物質でございますが、これらは府内の有害物質排出抑制に一定の実績があることから、現行の想定環境濃度を用いた濃度基準を継続したいと思っております。

なお、指針値等が新たに定められた際には、それらを基にした想定環境濃度の見直しを検討したいと思っております。

②現在設備構造基準を採用している2物質、下の表ですと六価クロム化合物と酸化エチレンの2物質でございますが、これらも今までの規制で府内の有害物質排出抑制に一定の実績がありますので、現行の規制を継続したいと思っております。

③現行の規制対象外の2物質、クロム及び三価クロム化合物とトルエンでございますが、環境基準値・指針値が新たに定められた際には、それらを基にした濃度基準による規制の適用及び想定環境濃度の設定を検討し、それまでの間は排出基準の適用は猶予したいと思っております。

以上を踏まえまして、16ページでございます。

規制対象物質の想定環境濃度案をこの表で示させていただいております。

この表の①の列でございますが、これが環境基準値・指針値が定められているものを記載しておりまして、それに係数40を掛けましたものが右側の②の列でございます。これと③の現行想定環境濃度との低い方を採用したのが④のところでございます。このうち、基準の適用猶予が2物質、設備構造基準の物質が2物質という状況をお示しております。

以上が検討事項②の検討結果でございます。17ページからが検討事項③の検討内容

でございます。

17ページの上の丸でございます。まず、K値の算定式は、想定環境濃度に34.0を掛けたものということで現在規定してございます。

この算定式に検討事項①、②を踏まえた規制内容とK値の見直し案をこの下の表にお示ししております。一番右の列が見直し後のK値ということで、こちらが条例の規則のほうに記されるというものでございます。

18ページでございます。

このK値の見直し案によりまして、2つのパターンにおきまして排出基準値を算定した結果がどうかというのを検証したものがこの18ページでございます。

排出基準の算定式は、初めに申し上げましたとおり、このページの右上側にある式でございます。これにパターン①といたしまして、排出口の高さが40メートル、敷地境界30メートルといった大規模な施設で、一般廃棄物焼却施設のようなものを想定し、パターン②につきましては、排出口の高さが2メートル、敷地境界3メートルといった住宅地の小規模工場を想定したというものでございます。

その結果が下の表でございますが、パターン①につきましては、アクリロニトリル87.2mg/m<sup>3</sup>、以降数字が並んでいるという状況でございます。

その横、パターン②につきましてはこのような値となっておりますが、これらの値がどうかということで比較する対象といたしまして、一番右側に緑色の表として参考としてお示ししておりますが、労働安全衛生法で定める管理濃度を参考に示しております。この管理濃度は、下に示してございますが、作業環境管理を進める上で有害物質に関する作業環境の状態を評価するための値というところでございまして、なお、この管理濃度が示されていないもののうち、米印で許容濃度、これは産業衛生学会が勧告する値というものを示している物質も幾つかございます。

これらを比較しまして、パターン②とこの参考の管理濃度を比較したところ、数字としましてはパターン②が低いものが多いんですが、一部高く出ているところもありますが、オーダー的にも大体同じぐらいの水準であるということで、結果といたしましては、この係数及びK値というのが一定の妥当性があると考えているところでございます。

19ページ以降は参考資料ということになります。

説明は以上でございます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

では、今の説明について御質問、御意見ございましたらよろしくお願ひいたします。また挙手をしていただければと思います。よろしくお願ひします。

どなたかいらっしゃらないでしょうか。よろしいでしょうかね。

では、ちょっと私から、私も既に説明も受けているのですけれど、ちょっと少し確認だけということ。

スライド14ページの40という係数を乗じるということについては、これは従来の基準をある程度継承するというので、事業者さんへのそういう大きな負荷をあまりかけなくて、これによって健康は守られると、こういうような考え方ということで理解してよろしいですね。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 はい、そうでございます。

【近藤部会長】 ほか、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

では、島先生、お願ひいたします。

【島委員】 島です。よろしくお願ひします。

13ページに不確定係数で、想定環境濃度と環境基準値・指針値について示していただいています。環境基準値・指針値のほうは不確定係数という言い方ですが、それぞれの物質の有害性について評価を行う際に、その評価のベースになるデータがどういうものかということによって、不確定係数または不確定係数は設定されるわけで、ここに出ているとおり125から2,000まで非常に広い範囲があるわけですね。これを、その両者を平均してその比が14というのがその次の14枚目にあるんですけども、この中には動物実験のデータもあれば疫学のデータもある、また、疫学でも住民を対象にしたものもあれば労働環境のものもある。そういったことを様々考慮した上で不確定係数というのは設定されているわけですから、それを平均するという考え方はちょっと違和感があるんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 お答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、その平均値に特に意味があるものではなくて、この61と866を比べて14倍というこの数字自体がどうかというのではなくて、それぞれの物質ごとの状況で中央環境審議会にて検討されて、それぞれの物質における物性であったりデータであったりから不確定係数を出しているところかとは思いますが、その不確定係数自身がどうだということからは私どもも知見がなく、それがおかしいというものではないんですけども、あくまでそれぞれの集団の規模の比較ということで、比較するための手段の1つ

として平均値を取っておりますが、ちょっと説明の中でも申し上げましたとおり、その最大値として設定されているのが想定環境濃度が300で環境基準値・指針値が3,000というところも、10倍というところも踏まえまして、またそれぞれの持つ値の、規制を目的としたものか維持することを目的とした値かというような性格も踏まえまして、係数としてこの観点では10倍ぐらいが必要なのかなというところで、おっしゃるとおり平均すること自体には意味がないんですが、ちょっと集団の規模の比較というところで取ったというものでございます。

【島委員】 ありがとうございます。もちろん性格は違いますからおっしゃるとおりだと思うんですけども。14ページの下半分の※印の(2)から(3)ですよね。(2)の①で、不確定係数の比が14と。そして、(3)では、それを安全側に丸めて10にしたということだと思うんですけども。その辺りの書きぶりというか、表現をもう少し分かりやすくするように御検討いただければなと思いました。

以上でございます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

どうでしょうか、事務局のほうで。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 この資料につきましては、次回の部会の中で報告書案としてまとめさせていただく予定をしておりますけれども、その中で表現等、先ほどの御意見を踏まえまして検討して修正していきたいと思っておりますので、また御確認いただければと思っております。よろしくお願ひします。

【近藤部会長】 そうですね。やっぱり少し40のその経緯というのは難しいとは思いますが、全体的にまとめていくという意味でこういう数字を使っているということで、確かに島先生がおっしゃるように、物質によって安定係数が数字が出ているのに一律にするというのは多少乱暴なところがあるかなと思うので、少し書きぶりを変えていただければと思っておりますので、またそれはよろしくお願ひいたします。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 分かりました。

【近藤部会長】 ほか、どうでしょうか。何かございませんでしょうか。よろしいですかね。

そうしましたら、一応少しその係数についての説明の仕方についてはもう少し工夫していただくということにして、この資料を部会の見解にしたいと思っております。

そこの修正についてはまた、これは事務局と私のほうで調整させていただいてよろしい

でしょうかね。

委員の皆さん、よろしいでしょうか。私のほうで少し事務局のほうと相談させていただいて、その書きぶりを見させていただくという。よろしいでしょうか、了承いただくということ。

そういう形にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 すみません、近藤部会長にもまた御相談させていただきますけれども、また委員の皆さんには次回の部会で報告書案ということで、また御確認いただければと思います。

【近藤部会長】 分かりました。じゃ、次回にまた御提示いただければと思います。ありがとうございます。

では、続きまして、資料1－3について御説明をよろしく願いいたします。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 引き続き御説明させていただきます。

資料1－3の有害物質排出規制に係る検討について【対象施設】という資料でございます。

2ページ目には、前々回の部会の論点整理で示した資料から抜粋しているところでございます。

説明を省略させていただきまして、3ページからですけれども、こちら、現行の対象施設の一覧を掲載させていただいております。こちらも説明は省略させていただきます。

6ページ目でございます。

まず、施設の届出及び選定に係る基本的な考え方を以下のとおり整理させていただいております。

まず、届出に係る基本的考え方といたしまして、法の有害物質規制ではばい煙中に有害物質の排出がなくても対象施設であれば届出を求めるという形ではありますが、条例では「全ての規制対象施設の中から有害物質が理論上排出するおそれがある施設を原則規制対象とし届出を求めると」という考え方でございまして、この考え方は引き続き継続していきたいと思っております。

その下、選定に係る基本的考え方でございます。

後ほど説明しますが、実態調査を行っておりまして、その結果から、物の燃焼等に伴い、新規追加物質の一定量を大気に排出する可能性のある施設、こちらを現行の規制対象施設に追加するという形で考えております。

その下、2ポツ目、対象施設に係る業種（用途）でございますが、各種製造業を主としたいと思っておりますが、それに限らず、そのほか新規追加物質の一定量を大気に排出する可能性のある施設の設置割合が高い業種（用途）を選定したいと思っております。

3ポツ目、現行の規制対象施設ですが、ほかの分野と同じく、過去一度も届出のない施設の除外を検討したり、また、物質の見直しにより届出の可能性がない施設の除外も検討したいと思っております。

7ページ目でございます。

まず、検討に当たりまして、その前段階といたしまして情報整理をしたものをお示しさせていただきます。

1つ目が施設の実態調査についてということで、府内のP R T R法の届出事業者に対しまして、新規追加物質の10種類の排出施設の実態に係るアンケートを行いました。

対象事業所は府内の108の事業所ございまして、対象物質の主な排出源等を調査させていただきます。

その結果を簡単にまとめましたのが次のページ、8ページ目でございます。

排出源として複数回答があった施設をピックアップさせていただいておりますが、例えば、1番目のアクリロニトリルですと化学工業の業種から反応施設等ということで回答があった、また、テトラクロロエチレンですと洗濯業のクリーニング施設と回答があったとまとめさせていただいております。この結果からは、おおむね想定内の施設の回答があったというところでございます。

次の9ページ目でございます。

トルエンについて。前回の部会でも少し御議論ありましたけれども、トルエンにつきましては、塗料、接着剤、印刷インキ中に使用されておりました、シンナーやガソリンに含有しているということで、府域、全国とも排出量がP R T R法の対象物質で最も多い物質となっております。

その状況につきまして、次のページ、10ページで少しまとめておりますけれども、ここで、塗料、接着剤、印刷インキ、ガソリンの4つに分けてまとめております。

まず、塗料と接着剤ですが、そのうちトルエン含有製品の出荷割合は、塗料で43%、接着剤で19%ということで差がありますが、いずれも多い状況でありまして、また、その横、排出されるVOCガス中のトルエンの量とその割合でございますが、塗料でおよそ2万5,000トン、接着剤で5,600トンということで、それぞれ割合も50%を超え



るところでございますので、矢印の下側でございます。これら2つは、トルエン排出量は比較的多く、製造業を中心に多くの事業所でトルエン含有製品の取扱いがあると考えられます。

上の表の3つ目の印刷インキでございます。含有製品の出荷割合は42%ということで、塗料等と同じぐらいと思いますが、その横のトルエンの量とその割合ですが、量でいきますと2,500トン、割合でいきますと7.5%と、上の2つに比べて少し少ないという状況でございますが、備考欄に書いておりますトルエンが含有している印刷インキはグラビア印刷用インキのみで、そのグラビア印刷の府域の事業者数は、経済産業省の工業統計調査によりますと、令和元年度で22事業所でございますので、矢印の下側の丸の2つ目でございますが、印刷インキはトルエン排出量は塗料・接着剤よりは少ないがガソリンよりも多い状況で、取扱いの事業所数は限定されているという状況でございます。

最後、ガソリンでございますが、出荷割合は100%ということで、全てのガソリンに入っているということで整理しておりますが、トルエンの量と割合は1,500トンということで、上の3つに比べて少ない状況ですが、特にその割合は1.2%ということで、低い状況でございます。

そこで、矢印の下側でございます。取扱い事業所は多いですが、トルエン排出量はその含有割合が少ないことから、ほかに比べまして少ないという状況をお示しさせていただいております。

続きまして、11ページでございます。

検討に当たっての情報整理の3番目、条例のVOC規制といたしまして、その届出施設と規模要件をまとめておりますが、その表の上側の丸のところです。規制対象物質のうち、VOCについては現行の条例VOC排出規制が一定の排出抑制に寄与してきたと考えられることから、施設の選定や規模要件の検討に当たっては条例VOC排出規制の内容を参考にすることをお示しさせていただいております。

続きまして、12ページでございます。

④濃度測定ということで、排出濃度規制を適用する物質につきましては、濃度測定の義務が課せられることから、排出口が設けられ一定量の排ガスが排出されるなどといった濃度測定が可能な施設であることが前提となると考えております。

以上を踏まえまして、13ページでございます。

対象施設の見直しに係る検討事項といたしまして、5つ挙げさせていただいております。

①、新規追加物質を一定量排出する可能性のある施設。これは実態調査の結果からどのような施設が考えられるか、②としましては、追加すべき施設についてはどう選定するか、③は、追加対象外とする施設についてどう考えるか、④は、現行の規制対象施設で見直すべき施設はどう考えるか、⑤はその他という5つに分けて検討しております。

14ページでございます。

検討事項の1つ目、新規追加物質を一定量排出する可能性のある施設を検討したところでございます。

この表では、それぞれの物質に主な用途等も書きながらP R T R法の大気排出量も示しておりますが、先ほどの実態調査から一定量の排出が想定される施設を一番右の列に書いているところでございますが、この表の上側の丸のところでございます。実態調査等より、新規対象物質を一定量排出する可能性のある施設は、反応施設・混合施設などの各種製品製造施設、そして、貯蔵施設、洗浄施設、乾燥施設、ドライクリーニング施設、塗装施設、印刷施設、電気炉、めっき施設など挙げさせていただいております。

これらの施設のうち、現行規制対象施設もあるんですが、規制対象となっていないものにつきまして次のところで検討しておりますが、15ページでございます。

検討事項②で追加すべき施設についてということで、検討事項①の結果を踏まえまして、現行条例対象外である以下の3つの施設を新たに規制対象施設に追加すると。

1つ目は洗浄施設でございます。化学工業製品の製造の用に供するものや金属製品の製造の用に供するもので、表面の不純物等を洗浄するという目的の施設でございますが、これにつきましては、規模要件といたしまして液面の面積が0.5㎡以上ということで挙げております。この規模要件につきましては、現行の条例のV O C規制の規模要件をそのまま適用したいと考えております。

②クリーニング施設及び乾燥施設ですけれども、こちら、洗濯業に係るドライクリーニングの用に供する施設を対象にしたいと考えております。規模要件につきましても、同じく現行V O C規制の規模を適用したいと考えております。

最後、③は吹付塗装施設でございます。物の製造に係る塗装の用に供する吹付塗装施設を対象に検討しております。規模要件としましては、同じく現行条例V O C規制の排風機能力100㎡/m以上というものを検討しております。

16ページでございます。

それぞれの施設について簡単に図や概要を示したものでございます。

まず、この16ページにつきましては洗浄施設の説明でございますが、金属製品等の洗浄を行う施設ということで、洗浄槽へ浸漬する方法とかシャワーにより洗浄する方法などがございますが、下線部のところ、溶剤といたしましては、塩化メチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンといったものが多く使われてございますので、新規追加物質の一定量を大気に排出する可能性がある施設であると考えております。

この洗浄施設につきましては、法の指定物質や法や条例のVOCの規制の対象施設でありまして、規模要件はそれらで採用しております液面の面積を採用したいと思っております。その規模は、対象施設の捕捉が容易であり、一定量のVOC、有害物質が排出される施設ということで、現行条例VOC規制の液面面積0.5㎡というものを採用したいと思っております。

対象施設数につきましては、現行のVOCの届出施設が113ございますので、これらのうちから対象の有害物質を排出するものというものが届出対象になるだろうと考えてございます。

続きまして、17ページでございます。

②ドライクリーニングの用に供するクリーニング施設及び乾燥施設でございますが、こちら、石油系の溶剤やテトラクロロエチレンの有機溶剤を使って洗濯を行う施設がドライクリーニングということになりますが、下線部のところです。洗浄剤としてテトラクロロエチレンが一部使われていることから、新規追加物質の一定量を大気に排出する可能性がある施設と考えております。

こちら法も法の指定物質や条例のVOCの対象施設でございますので、それらで採用している洗濯能力を規模要件として採用したいと思っております。その規模につきましては、現行の条例VOCの規模と同じく、1回の洗濯能力の合計が30キログラム以上の事業場に設置されている全てのクリーニング施設及び乾燥施設と考えております。

対象施設数は現行条例では258ということで、そのうちテトラクロロエチレンを使用しているものということになりますが、この米印で書いております厚生労働省の調査では全国ではおよそ8%程度ということで、同様の割合の施設が届出されると考えてございます。

18ページでございます。

③吹付塗装施設でございますけれども、こちら、塗装施設のうち吹付式のものということになりますけれども、下線部のところですが、溶剤や希釈用シンナーにトルエンが多く

使われているということで、新規追加物質の一定量を大気に排出する可能性がある施設と  
考えております。

こちら、法・条例VOCの対象施設でありまして、規模要件も排風機能力を法・条例の  
VOCで採用しているところがございます。現行条例のVOCの規模要件である100m<sup>3</sup>  
/hというものを採用したいと思っております。

対象施設は府内で369あるので、このうちのいくつかが届出されると考えております。  
続きまして、19ページでございます。

検討事項の3番目で、追加対象外とする施設でございます。

5つ検討しまして、対象外としたいと整理しておりますが、1つ目は貯蔵施設でござい  
ます。トルエン等の物質を貯蔵する施設ということで、条例VOCの規定対象施設ではご  
ざいですが、右側の理由の下線部のところでございますが、ほとんどの場合排出口が設け  
られておらず、濃度測定は困難と思っております。また、大気中への恒常的な放出は、事  
業者により対策を講じているケースが多いと思っております。

その下、燃料小売業、ガソリンスタンドの地下タンクでございますが、こちらにつきま  
しては、対象外とする理由は右側の下線部のところですが、ガソリン中のトルエンの割合は  
多くても1%と低く、PRT法での届出状況においては、届出に比べ大気排出量は少ない  
と思っております。また、これまで条例でのVOC規制をやっておりましたが、蒸気回収  
装置（ペーパーリターン）が一定普及している状況かと考えております。また、常時排ガ  
スが排出されているわけではありませんので、濃度測定が困難かと考えております。

その下、ガソリンの出荷側の施設でございますが、こちらにつきましても、上と同じ理  
由で対象外と整理したいと思っております。

また、水道水中の浄化処理設備につきましても、クロロホルムなど排出可能性がある  
と考えておりますが、こちら、水道法により基準が定められていること、また、処理装置の  
設置や濃度測定が困難と考えております。

また、最後、工事・建設作業に伴いまして塗料や剥離剤から出てくるような有害物質に  
つきましては、工事・建設作業は粉じん規制のところでも御議論いただきましたが、排出が  
一時的かつ局所的なものであるということから、規制対象としないかどうかと考えており  
ます。

続きまして、20ページでございます。

検討事項の④でございます。

現行の規制対象施設で見直すべき施設でございますが、新規追加物質の排出可能性がある主な施設は以下のとおりということで、6施設を挙げさせていただいております。乾燥・焼付施設から電気炉、電気めっき施設等と挙げておりますが、矢印の下側でございます。

1つ目の丸ですが、まず、乾燥・焼付施設のうち、塗装または接着用途の場合ですけれども、情報整理のところでも申し上げましたが、塗料及び接着剤の出荷量などからトルエンの排出施設はかなりの数に上ると考えてございます。現在、乾燥・焼付施設の規模要件というのは設定はない状況でございます。全てを規制対象としておりますが、効果的・効率的な規制の観点から、塗装または接着の用に供する施設につきましては、現行条例のVOC規制の規模要件と同様、トルエンの排出に限り、規模要件を排風機能力の10 m<sup>3</sup>/h以上とするのが妥当と考えております。

その下の丸でございます。一方、出版、印刷またはこれら関連品の製造の用に供するもののうち、一番上の乾燥・焼付施設とその下の印刷施設、これらにつきましても、いずれも規模要件の設定というのは現在ない状況でございます。ただ、トルエンが排出される施設につきましてはグラビア印刷のみということで、そのグラビア印刷施設の数は限定的ということでありますので、これら施設については規模要件の変更等見直しは行わないと考えております。

最後、その他の施設につきましても、新規追加物質に係る新たな届出数は限定的と考えられますので、規模要件の変更等見直しは行わないでどうかと考えております。

続きまして、21ページです。

現行規制対象施設で見直すべき施設の残りでございますが、まず、過去一度も届出のない施設ですが、繊維製品の混合施設など30種類の施設がございます。これらにつきましては、いずれもほかのカテゴリーでは届出があるなど、施設自体は国内に存在しておりますので、矢印の下側です。新たに届出がされる可能性はあると考えておりますので、また、その他の特段見直すべき施設もないと考えていますので、これらにつきましては、引き続き規制対象施設としたいと思っております。

その下の丸でございます。廃棄物焼却炉に係る届出でございます。廃棄物焼却炉につきましては、現行の規制におきましては、指定有害物質の6種類のほか、カドミウム、水銀、銅、鉛の10物質につきましては、排出実態がなくても排出するおそれがあるとしまして、届出指導を行っているという状況でございます。

特にこれらのうちクロロエチレンや酸化エチレンといった揮発性有機化合物（VOC）

につきましては、焼却炉内の800度の温度で分解処理されるということもありますので、矢印の下側でございます。廃棄物焼却炉につきましては、見直し後の規制対象物質のうち、VOCは炉内で分解処理され理論的に排出されるおそれがないことから、今後は対象外として明確に位置づけるべきとしています。具体的にVOCに該当する物質は下の表のとおりでございます。

続きまして、22ページでございます。

その他の検討事項というところで、まず、1つ目の丸でございます。排出基準の適用が猶予される物質についてということで、資料1-2でお示しましたトルエンとクロム及び三価クロム化合物、これらにつきましては規制対象物質にはしますが、排出基準の適用は猶予することが妥当ということで示させていただきましたが、届出義務につきましては、以下の理由から猶予期間は設けない、この猶予期間は届出のみを義務づけるということとしたいと考えております。

1つ目の理由は、現行の条例VOC規制の届出対象施設である場合、猶予期間にも届出義務を課すことで処理施設の稼働を継続させることができ、猶予期間終了時の指導が円滑に行える。2つ目は、規制対象であることを事業者認識してもらうことで、猶予期間中の事業者の意識向上につながると考えております。

丸の2つ目でございます。そのほかの新規追加物質の排出施設などの猶予期間でございますが、排出濃度基準の遵守のための処理施設の設置や測定方法の確立等に係る期間といたしまして、排出基準の適用に十分な猶予期間を設けることを検討するべきというふうに記載させていただいています。

23ページ以降がこれらを踏まえまして対象施設の見直し案ということで、赤字のところが見直し部分というところでございます。

例えばこの23ページでいいますと、1項の繊維製品の製造の乾燥・焼付施設のところに米印、その下の2項と4項のところに米印をつけておりますが、欄外のところに、米印の施設については、塗装又は接着の用に供する施設のうち排風機能力が10m<sup>3</sup>/h未満のものはトルエンの規制対象外とする。この表現となるかどうかは決定ではありませんが、このような見直しを考えてございます。

24ページのところです。

4項の化学製品のところは洗浄施設を追加、そして、5項のプラスチック製品の乾燥・焼付施設と7項の乾燥・焼付施設に米印をつけて、トルエンの規制について記載させてい

ただいております。

25ページにつきましては、8項の金属製品のところで、乾燥・焼付施設の米印と洗浄施設を追加しています。9項のその他の製品製造の乾燥・焼付施設に米印を追加し、また、10項のところで廃棄物焼却炉について米印を2つつけ、欄外にVOCを規定対象外とする旨記載し、13項にドライクリーニング施設を追加し、14項に吹付塗装施設の追加とすることを記載させていただいております。

26ページ以降は参考資料でございます。

説明は以上でございます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

では、今の説明について御質問、御意見ございましたらよろしくお願いたします。どなたかいらっしゃらないでしょうか。

水谷先生、お願いたします。

【水谷委員】 ありがとうございます。ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、背景の情報で10枚目のスライドで、上の表でトルエン含有製品の出荷割合という数字が出ています。ここの意味合いを確認させていただきたいのですが、塗料として世の中に出荷されているもののうちの43%にはトルエンが含有されているという、そういう意味だったでしょうか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 お答えさせていただきます。

基本的にはそのとおりでございますが、この数字の出典でございますが、後ろのほうの28ページ以降に少し参考資料で示させていただいておりますが、例えば塗料に関しましては、28ページを御覧いただきまして、左側の円グラフのところで、トルエンが含まれているのがこのラッカーと溶剤系というところで、経済産業省のPRTTRの届出外の排出量の集計結果というところから持ってきておりますけれども、これらについてはトルエンが含まれた製品だということ、43%という考えでお示しさせていただいております。

【水谷委員】 分かりました。ありがとうございます。

【近藤部会長】 よろしいでしょうか。ほか、どうでしょうか。

加島さん、お願いたします。

【大阪市（加島課長）】 大阪市の加島です。1つ教えていただきたいのですが、資料1-3のP21の1つ目の丸のところで、過去に届出が一度もない施設が、30施設あると記載され、この施設については引き続き届出対象施設にするとあります。今回、有害物質につ

きましては、資料1-1のところでも水谷委員から質問があったと思いますが、この検討会において、9物質が対象外となり新たに11物質が追加されるということを検討していただいております。また、この排出施設に係る検討資料においても、追加された物質や対象外となった物質に係る排出施設についての検討をしていただいております。資料1-3のP23~P25に見直し案の施設一覧があります。今回、追加する有害物質を排出する施設を追加することは分かりますが、これまで条例に基づく届出がない施設や対象外となる有害物質の排出施設も引き続き継続していく旨が記載されています。対象とする物質が変われば、その対象となる排出施設の種類も変更があってもいいと思いますが、今回の検討資料では、現行の施設が減るという考え方はないという理解になるのでしょうか。その点を教えてくださいたいと思います。

**【事務局（池田（桂）総括主査）】** お答えさせていただきます。

具体的には、この資料でいきますと、3ページ、4ページ、5ページの対象施設の一覧のところの施設数のところにアスタリスクがついている施設の30種類が過去一度も届出のない施設と市町村へのアンケート結果からまとめているところがございます。おっしゃるとおりに、その物質の見直しによりこれらの届出の可能性がさらに低くなったり、ほかの届出があった施設の中でも今後可能性が減るものというのはあるのかなと確かに思いますけれども、ほかの分野、粉じんであったりばいじんであったりともちよっと同じ整理と考えるんですけども、施設自体が存在して、今後、府内でそれらの物質が排出されるおそれのある施設として届出のある可能性がある施設につきましては、除外するのは考えておらず、基本的には、現行の水準というものは継続して、緩和することなく引き続きやっていきたいと思っておりますので、それらの施設についても届出の今後可能性があるものにつきましては、引き続き対象施設に位置づけていきたいと考えてございます。

**【近藤部会長】** よろしいですか、今の説明で。

**【大阪市（加島課長）】** ありがとうございます。

**【近藤部会長】** ほか、どうでしょうか。ほかはよろしいでしょうかね。どなたか、いらっしゃらないですかね。

25ページでまとめられていて、赤色のところが新たに加わる施設になるわけですね。クリーニング施設であったり乾燥施設であったり吹付塗装。これがどれぐらいの数に当たるかと書かれていたと思うのですが、大体の届出数というのを大体イメージとして分かっているのでしたら少し教えていただけないでしょうか。



【事務局（池田（桂）総括主査）】 追加を考えております3施設につきましては、いずれも現行の条例のVOCの対象施設の規模要件等をそのまま適用しようかなと思っておりますので、それらの施設数というのは分かっておりますので、資料でいきますと、16、17、18ページにも少し書いてございますし、また、11ページのところでも書いています。これのうち有害物質を排出する施設ということで、これの内数になるのかなという状況でございます。

ただ、これ以外につきましては、現行の既存の施設につきましては、物質の見直しによって新たに届出対象となるような施設もあろうかと思いますが、この辺りにつきましては、ちょっとまだ施設数のどれぐらいになるかというボリュームは正直つかめてないところでございますが、新規の対象施設の3つにつきましては、一定数把握してございます。

以上です。

【近藤部会長】 そちら辺は事業者さんに通知というのはどうなるのですか。これはこういうのができてから初めて事業者さんは分かるということですか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 そうですね。また答申いただきまして、その条例等規定整備した後に周知をさせていただきまして、現行の規制対象の事業所でありましたら、通常の立入検査の中でも指導をしていきまして、届出指導というのをやっていって漏れないようにしていきたいと思っております。

【近藤部会長】 分かりました。

ほか、どうでしょうか。よろしいでしょうか、御意見。

では、ちょっともう御意見がもうこれ以上ないようですので、一応中身的、内容的にはこの見直しの方向性についてこの案のとおりで部会の見解にしたいと思っておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

特段反対意見がないということと思っておりますので、部会の見解としたいと思っております。ありがとうございました。

では、これで①が終わりまして、次に、議題1の②の部会報告素案について、事務局から御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

【事務局（池田（俊）総括主査）】 よろしく申し上げます。環境保全課の池田でございます。

それでは、資料2のほうにつきまして御説明させていただきます。

1ページを御覧いただきたいと思っております。

部会報告の素案につきましては、こちら、昨年度、大気分野につきまして、石綿規制につきましては第一次報告として昨年度取りまとめいただきましたので、今回の報告の素案につきましては、第二次報告という形とさせていただいております。これまでに御審議いただいた結果を基に報告の内容にさせていただいたものでございまして、何か追加で新たな論点があるというわけではございませんけれども、今回素案としてお示しさせていただきますと、取りまとめ方でございますとか、構成などにつきまして御意見等いただければと考えております。

まず、1 ページ目のほうには、構成案という形で項目をお示ししております。項目としましては、目次、はじめに、あとは、第1のところでは条例における分野と検討の進め方、第2のところでは各分野における検討の結果について、その後におわりにとし、最後に参考資料をおつけするといった構成を考えております。

参考資料につきましては、今回資料には掲載しておりませんが、次回、部会報告の際にはおつけさせていただく予定でございます。

第2の各分野における検討結果のところでは、ローマ数字 I から始まりまして、IV だけ無いかと思うんですけども、こちらは水質分野でございまして、現在、水質部会のほうで並行して御審議いただいているところでございます。お取りまとめいただいた暁には、次回の環境審議会ですべての部会から御報告いただいて、最終的には水質部会を含めた1つの答申としていただくといったことを想定してございます。

そうしましたら、2 ページ目の「はじめに」のところなんですけども、こちらはこれまでの検討の経緯をまとめさせていただいているものでございます。

3 ページを続けていただきますと、第1ということで、こちらは生活環境保全条例における分野と検討の考え方について整理をさせていただいております。

ローマ数字の I のところは、こちらは本条例におきましてこれまでに関係法令の改正に対応して見直しを行ってきた経過を表1で年表としてまとめさせていただいているものでございます。

続けて表2のところは、現在の条例で規制等を行っている分野と主な制度につきまして、整理をさせていただいているものでございます。

ローマ数字の II のところですが、すいません、4 ページのところなんですけども、こちらはこれまでの検討の経過を簡単にまとめさせていただいているものでございます。

5 ページ以降が第2ということで、各分野における検討結果ということでまとめており

まして、この後、各担当者から御説明のほうをさせていただきたいと思います。

私の説明は以上でございます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

これ以降、分野ごとに説明いただけるのですけれども、今御説明いただいた構成案等について何か御質問等ございましたらお受けいたしますが。順次各分野で説明していく中で、また少し構成等について質問がありましたらそのときでも結構なので、各分野の説明のほうに進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では、順番にこの分野ごとの御説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 事業所指導課の大気指導グループでございます。私のほうからは、5ページからの1番の大気分野のアスベスト規制を除くのとこと、あと、そのまま続けて悪臭分野、3番の悪臭のところにつきましても御説明させていただきたいと思います。

まずは5ページを開いていただけますでしょうか。

大気分野、アスベスト規制を除くというところでございますが、まず1番目、府内における法及び条例による規制の枠組みというところで、ここにつきましては、一番最初の令和元年度の第1回の部会のところでお示しした資料から主に抜粋をしているところでございます。

表のI-1では法及び条例の規制の概要、6ページのところからは、それぞれ分野ごとにばいじん規制、有害物質規制、そして、7ページにVOC規制、粉じん規制と、それぞれの規制の概要を掲載させていただいております。細かい説明は省略させていただきます。

8ページのところでございます。

4行目のところに、2番目、府内における環境の状況というところで、表のI-7につきましては、府内の大気環境に関する環境基準の達成状況を示させていただいております。

こちら、第1回の部会の資料にも掲載させていただいているんですけども、今回、数字を更新できるところにつきましては更新しているというところで、令和2年度の数字を掲載させていただいているところでございます。光化学オキシダントにつきましては、依然ゼロという状況でございます。

9ページからは、大気に関する環境等の状況のグラフ等を掲載させていただいているところです。図のI-2の大阪府内における各物質の大気環境状況の推移や、10ページの図のI-4の非メタン炭化水素の大気環境濃度の推移など、それぞれ関係するグラフを掲

載させていただいているところです。

11ページでございます。

表のI-9には苦情件数の推移を掲載させていただいております。

その下、3番のところには、施行状況についてということで、表のI-10には届出事業者数をまとめておりまして、12ページからは、それぞれ条例に基づく施設の届出状況をまとめております。

なお、表のI-12の有害物質の施設につきましては、有害物質の延べ数の数字を掲載しているところでございます。

これが表のI-18まで続きまして、16ページの1行目のところでございます。ここから4番目としまして、現行制度の効果と課題というところでございます。

こちら、分野別で御審議いただいたところもありますので、分野別にそれぞれ記載しておりますが、書いている効果と課題のところにつきましては、それぞれ御議論いただいたときの資料からまとめて掲載しているところでございます。

16ページがばいじん規制で17ページが有害物質、そしてVOC規制、18ページの真ん中に粉じん規制というところで、説明のほうは省略させていただきます。

19ページの真ん中、17行目、こちら、5番目、論点についてというところで、それぞれの分野ごとに3つから4つの論点を整理しているところでございます。

この論点は、次のところで御説明させていただきますが、21ページの33行目、6番、今後のあり方についてというところを御覧いただければと思います。

まず、ばいじん規制としまして、1つ目の論点で、現在の規制手法及び規制の方向性についてというところでございますが、ばいじん規制は継続すべきであることと、あと、22ページの6行目のところでございます。府公告に基づく測定義務の軽減及び免除規定の積極的な運用が事業者の施設の適正管理等の自主的取組の促進につながるものであると記載させていただいております。

11行目、論点の2つ目は、対象施設の見直しの必要性についてということで、過去に一度も届出の実績がない施設がありますが、引き続き規制対象と位置づけるべきと書いております。

19行目、③が燃料の種類による施設の見直しについてということで、電気やガスといった燃料由来のばいじん発生量が少ないものにつきましても、原料由来のばいじん排出量が一定量あることから、引き続き規制対象とするべきと。

27行目からが有害物質規制でございます。

1つ目の論点が、今後の有害物質規制の方向性についてということで、1パラグラフ目のところですが、現在各有害物質の環境濃度は大気環境上問題となる状況にはありませんが、大気環境への排出の未然防止の観点から対策を実施していくべきであるということ。そして、次のパラグラフですが、規制的手法と管理的手法の両輪で対策を実施していくべきであると書いております。

23ページでございます。

有害物質の論点の2つ目は、排出規制の対象物の選定についてというところでございますが、13行目のところですが、条例の規制対象物質は優先取組物質と整合を図るべきということと、あとは、その次のパラグラフの18行目から、選定に当たって、①の有害性が高いかどうか、②曝露量が多いかどうか、③他制度による規制との関係、④工場・事業場に規制をかける効果があるかどうか、この4つの観点から選定することを基本的考えとするべきということで、30行目、上記判断基準に基づきまして、次の25物質を規制対象物質とするべきと記載しております。

24ページでございます。

規制対象外とした物質の名前と理由を記載しております。26行目の③の排出規制の規制手法のところと29行目の④の対象施設につきましても、今回の審議結果を踏まえて記載とさせていただきますので、次回の部会でお示しさせていただきたいと思っております。

その下、(3) VOC規制でございます。

論点の1つ目は、排出削減対策の必要性とその方向性についてということで、1パラグラフ目のところは、府域の光化学オキシダントの環境濃度は改善されているとは言えないということから、今後も引き続き固定発生源からのVOC排出量の削減対策を推進する必要があると。

25ページでございます。

5行目のところですが、これまでVOC総量として規制していたところですが、今後は光化学オキシダント生成能に着目した排出源や排出状況に応じた有効な対策などといったより効果的な対策を実施していくべきであると記載しています。

13行目からが2つ目の論点でございます。排出規制及び管理的手法のあり方について。

1つ目のパラグラフは、設備構造基準を主とした条例の届出施設規制につきましても、その効果が大気環境濃度改善への寄与割合が小さく、因果関係が明確とは言えない現状に

においては、引き続き運用するには過大な管理コストがかかり、得られる費用対効果が薄いものと考えられるということ、31行目のところ、効果的・効率的にVOC排出削減対策を推進していくためには、引き続きVOC総量を管理制度の府独自指定物質に位置づけ、そして、管理的手法による対策を中心に推進していくべきであるということ、そして、35行目の現行条例に基づく排出規制につきましては、新たなその効果的な対策の方向性が国において定まった段階で新たな排出規制のあり方を検討することとし、26ページ目でございます。それまでの間の排出規制は、排出量が一定規模以上の施設を対象としている法制度のみに基づき実施し、条例制度は一旦廃止することが適当であると書かせていただいております。

6行目からは、その他といたしまして、家庭における日用品からのVOC排出量の削減にも積極的に取り組むことを書いております。

17行目からは粉じん規制でございます。

1つ目の論点が粉じん規制全体の考え方でございますが、まず、固定発生源からの粉じん規制は継続すべきであるということ、また、次のパラグラフで、条例で特定粉じんとしてアスベスト以外の有害粉じんを規制しているのは都道府県で大阪府のみであること、また、法や条例との重複等も踏まえまして、一般粉じん規制と特定粉じん規制を統合し、粉じん規制として一本化するべきであると書いています。

規制の対象施設及び規模要件につきましては、33行目以降、(a)、(b)、(c)、(d)とまとめておりますが、具体的には27ページの真ん中、図I-7のところでございます。

(a)のエリアにつきましては規制対象を継続、(b)の条例特定粉じんと法が重複するところは規制対象外、(c)の条例の特定粉じんと条例の一般粉じん規制が重複するところは規制対象、(d)のエリアにつきましては汚染土壌処理施設と蛍光灯リサイクル施設に限定し規制対象とするという方向性を書いてございます。

8行目②でございます。対象施設の見直しの論点につきましては、過去に一度も届出実績がない施設につきましては引き続き規制対象とすること。あとは、工事・建設作業に伴う粉じんについては、引き続き規制以外の手法で対策を取るべきであると記載しています。

16行目からの③の施設の規模要件の見直しにつきましては、28ページの3行目ですが、法と同じ規模要件の種類を採用すべきであり、現行の規模要件である輸送能力30t/hに回答するベルト幅40cm、バケットの内容積0.01m<sup>3</sup>とすることが妥当であるという形で記載させていただいております。

大気分野につきましては以上でございますが、引き続きまして、54ページのⅢ、悪臭分野のところも続けて御説明させていただきます。54ページでございます。

こちらは令和元年度の第1回部会の際に御説明させていただきまして、今後のあり方についてのところまで御審議いただいたところでございますが、当時の議論から時間が空いているところでございますので、内容を含めて御説明します。

まず、表のⅢ-1でございます。法及び条例による規制の概要といたしまして、まず、事業活動に伴う悪臭への規制、こちらは悪臭防止法で規定がされておりますが、こちらは生環条例では規制はないというものでございます。

一方、その表の下側、燃焼行為の規制でございます。悪臭防止法では野外焼却行為の禁止規定がございますが、条例のほうでは、こちらは対象物質などを追加したりということ、屋外燃焼行為の禁止というものの規定がございます。

なお、米印の2のところを書いてございますが、廃棄物の屋外の焼却行為につきましては廃棄物処理法で規制しているところでありまして、悪臭防止法及び条例では、廃棄物か有価物かに関わらず全て規制対象ということになってございます。

(2)の規制権限移譲の状況ですが、悪臭防止法につきましては全市町村が権限を持っているという状況でございます。

55ページのところでございます。

表のⅢ-3に悪臭に係る苦情件数の推移を掲載しておりますが、件数といたしましては多少の増減はありますけれども、多い状況が継続されているという状況でございます。

その下の円グラフでございますが、苦情の主な発生原因とその割合ということで、屋外燃焼行為が7.3%という状況でございますが、これにつきましては、各年度におきましても多少の増減はありますけれども、同じ程度の割合がずっと続いているというものでございます。

4行目の3番、現行制度の課題についてでございます。

悪臭苦情については発生原因が多岐にわたっており、悪臭防止法に基づきまして、市町村が地域の実情に合わせて必要な規制を設けた上で実施しているところでございます。

また、条例に規定されている屋外燃焼行為規制につきましては、現在においても一定数の苦情があり、廃棄物処理法による規制と併せて対応しているという状況でございますが、4番、今後のあり方については、屋外燃焼行為の悪臭苦情等の実態を踏まえ、現行制度を継続することが適当と考えられるとまとめてございます。

説明は以上でございます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

そうしましたら、2つ説明があったのですが、どちらでも結構ですので、御質問、御意見ございましたらよろしくお願ひいたします。どうでしょうか。どなたかいらっしゃらないでしょうか。

構成等についても結構ですが、というか、構成等についてなんです、何か。よろしいですかね、こういうまとめ方で。

では、特段御意見がないようですので、では、本日御説明いただいたこの素案を基に事務局のほうで部会の報告集を作成していただくようお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

では、続きまして、Ⅱの自動車関係分野について、また事務局のほうから御説明をよろしくお願ひいたします。

【事務局（北川総括）】 事務局の北川です。私から自動車環境分野につきまして、流入車規制のあり方に関する報告書案の御説明をさせていただきます。

資料の29ページから53ページまでがその内容となっております。

全体の構成につきましては大きく5つの構成となっていて、前半の1番から3番までが現状としまして、これまでの取組とか目標達成状況に関するものを記載しております。それから、後半の4番と5番が論点やあり方に関するものという形で編集をさせていただいております。

具体的には、まず、29ページのところですけれども、1番としまして規制の枠組み、法律と条例の記載が最初にあります。

それから、その下の大きな2番のところで、自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画の進捗状況という項目の中で、自動車に関する目標であったり、これまでの取組状況、その成果などについて記載をさせていただいております。

目標につきましては、29ページの下の方に令和2年度までに対策地域全体で大気環境基準を達成するという濃度に関するものと、もう1つは、30ページの頭のところですけれども、排出量の目標ということで、NO<sub>x</sub>については平成21年度と比べて約4割、PMのほうは約3割を削減すると、こういった目標を掲げておりまして、その達成に向けて、そこに挙げていますような7つの対策についての取組とその成果指標などについて、33ページまでにかけてずらずらっと記載をしてお示しさせていただいております。



例えば31ページの上の図のところでは、単体規制や車種規制による新車代替が着実に進んでいるような状況であったりとか、次の32ページのグラフには、エコカーの普及が進んでいる状況などについてお示しをさせていただいております。

それから、34ページから36ページにかけては、目標の達成状況という部分になりまして、NO<sub>2</sub>やSPMの環境基準の達成状況であったり、測定局の濃度の推移であったり、あるいはNO<sub>x</sub>・PMの排出量の推移などを記載しております。いずれも達成もしくは着実な改善が見られているものでございます。

それから、37ページには、測定のない地点での把握としまして、重点的に実施している3つの交差点で行った簡易測定の結果を載せております。

それから、次の38ページからですけれども、大きな3番としまして、流入車規制の施行状況について取りまとめております。

流入車規制の非適合率が改善している状況については、その38ページの表のところ、府県ナンバー別の詳細な情報をお示しさせてもらったり、また、39ページには、非適合車による排出量の改善状況のグラフであったりと、その次の40ページには、府の立入検査の結果ということで、近年、非適合車の発見率が非常に小さいものとなっているような状況が分かる表などを載せさせていただいております。

以上が現状の部分となります。

次の41ページのところから大きな4番ということで、論点に関するものとなります。

論点につきましては、3つの論点について41ページから52ページまでのところで、これまでの部会資料とほぼ同じ構成の形で編集をさせていただいております。

41ページの論点1つ目のところ、すけれども、NO<sub>2</sub>ゾーン内の測定局のさらなる改善への影響についてということで、これですけれども、前段の41から42ページのところで、三重県のデータを用いて流入車規制を廃止した場合の影響を試算するなどしております。

検討結果としましては、飛びまして44ページの下を表のところを御覧いただきたいんですけれども、流入車規制を廃止した場合でもNO<sub>2</sub>濃度上昇への影響が十分に小さいということをお示しさせていただいて、最も濃度の高い測定局においても濃度低減傾向には支障がなく、予測として令和7年度にゾーン下限値0.04ppmを下回るという形でまとめさせていただいております。

それから、45ページからは2つ目の論点ということで、局地汚染への影響についての

ものでございます。

まず、濃度の高い交差点を対象に排出強度というものを定義しまして、その増加量について流入車規制を廃止した場合の試算をしております。

その結果につきましては、飛びまして47ページのほうに表でお示しさせていただいておりますが、結論としましては、NO<sub>x</sub>、PMともに増加量に対する濃度換算値が十分に小さいものとなっており、局地汚染への影響は軽微であると考えられるという形でまとめさせていただいております。

それから、48ページ目からは、最後の3つ目の論点としまして、電動車普及による削減効果についてのものとなっております。

こちらの検討につきましては、飛びまして50ページの真ん中あたりにお示ししていますように、地球温暖化の実行計画に掲げる取組指標を達成した場合についての試算をいたしまして、その結果につきましては、飛びまして52ページのところの上の表に電動車普及による効果としまして、令和12年におきましてNO<sub>x</sub>については1,139トンという削減効果量となりまして、下の表には流入車規制の廃止による増加予測値を示していますが、その82トンと比べますと十分に効果が大きいというふうにまとめさせていただいております。

これら3つの論点の検討結果を踏まえまして、最後の53ページ、今後のあり方というところになりますけれども、結論の部分としましては、下から5行目のところになりますけれども、「流入車規制を廃止し、自動車からのNO<sub>x</sub>・PM排出量の削減効果が大きい電動車の普及施策を積極的に推進していくことが適当である」というふうに部会の報告案として記載をさせていただいております。

説明は以上でございます。

**【近藤部会長】** ありがとうございます。

では、今の説明について御質問、御意見がございましたらよろしく願いいたします。どうでしょうか。何か。構成等について。

水谷先生、お願いします。

**【水谷委員】** ありがとうございます。構成等ではありません。グラフがたくさん出てきますが、グラフの図を囲む外枠があったり、グラフエリアの右側の外枠がなかったりと、統一感がない印象を受けました。これは暫定版かと思いますが、最終版では統一感を持った図表にしていきたいという感想を持ちましたので、可能な範囲でお願いします。

以上です。

【近藤部会長】       ありがとうございます。

事務局のほう、何か。よろしいですか。

【事務局（北川総括）】       承知しました。統一感を持たせるように整理したいと思いますので、よろしくをお願いします。

【近藤部会長】       ほか、どうでしょうか。

そこ、私もちょっと、ささいなことなのですが、これって各章というか、各分野で書きぶりというのは大体統一するように考えているのでしょうか。それとも各分野は分野ごとに独立して書かれていると認識していいのでしょうか。

【事務局（池田（俊）総括主査）】       すいません、事務局です。環境保全課、池田でございます。

基本的には、なるべく現状の整理とか施行状況などを最初にまとめさせていただいて、課題や論点を整理して、最後、あり方という流れで、なるべく統一感を出せるようにさせていただいているんですけども。一方で、部会での審議の中で分野によっては、まとめ方といいますか、審議の状況によってどうしてもちょっと完全に統一できないといいますか、今議論のまとめ方というところにおいては少し分野ごとの結果的には少し違いが出ている部分はあるかと思います。基本的な流れはなるべく統一感が出るようにということで、大きな項目とかはなるべくそろえる形での取りまとめの方針とさせていただいております。

【近藤部会長】       分かりました。ちょっと気になるというか、どうでもいいんですけど、何かほかだと法整備は表みたいなのに書かれていたのがここだと文書で書かれているので、そこら辺、表にしちゃうのか文章なのかと思ってしまったので、ちょっとそういうことを質問させていただきました。どちらでも私はいいと思うのですけれども。

手がいっぱい挙がっています。黒坂先生、お願いします。

【黒坂委員】       すごく細かいことでもよろしいですか。さっきの近藤先生のに関連してなのでここで申し上げますけれども。同じように文言もちょっとやっぱこれ、同じ取りまとめなので、報告案なので、今後、正式なものを作るときにはちょっと文言も統一していただけたらと思うんですが。例えば「何とかすべきである」というところと「すべきである」というふうなのが見られたりとかですね。「すべきである」のほうが好ましいと思いますけれども。あと、「何とかの上で」とかいうのも「上」が平仮名だったり漢字だったりしますので、ちょっと細かくて申し訳ないんですけども、多分一括検

索すれば済むので、ちょっとお願いできたらというふうには細かい点では思っております。  
よろしく申し上げます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

では、ちょっと続けまして、松井先生、お願いします。

【松井委員】 50ページの6行目、ライン6のR12のCO<sub>2</sub>排出量は「2,804千トン」と書いていますけど、これは2,029の間違いですかね。2,804は、これ、R1の排出量じゃなかったですか。その下の表II-4-9を見ると。

【事務局（北川総括）】 51ページの上にグラフを掲載させていただいていますが、グラフのグレーの部分が乗用系のものになりまして、令和元年度……。

【松井委員】 R1が2,804で、R12が2,029ですよ。

【事務局（北川総括）】 そうですね。そういう形で。

【松井委員】 ここの50ページのライン6はR12について語っていますね。

【事務局（北川総括）】 そうですね。失礼しました。御指摘のとおり。

【松井委員】 ちょっとエラーっぽいですね。

【事務局（北川総括）】 はい。誤りですので、早々に訂正させていただきます。ありがとうございました。

【松井委員】 あと、コメント1点で、できるかどうかちょっと分からないんですけど、これ、50ページの2行目のとこの大阪府の温対計画って、これ、何年の温対計画でしたっけ。

【事務局（北川総括）】 これは今年3月に策定されたものになりますので。策定年月日を明記したほうが。

【松井委員】 2021ですかね。

【事務局（北川総括）】 そうですね。2021年3月に策定したものになりますので。そこも……。

【松井委員】 そのときの2030年CO<sub>2</sub>排出量目標ってどうなっていたんですか。僕の意図としては、ここ最近、ここのとこのその2030年目標、マイルストーン年である2030の目標50%にまで持っていきみたいなのが物すごく社会的に強く出ているじゃないですか。それに対して、ここでの削減量が約3割ですかね。これ、2,800から2,029ということなので。ここが読んだときに5割削減とかという社会動向に対して何かあまりアンビシャスじゃないとか、野心的ではないみたいな印象が少しありま

して、僕が見たときですよ。なので、どこかに「なお、社会情勢を鑑みて、さらなる目標の高みを目指す」みたいなことが入れられるのかどうかってどうですか。

【事務局（北川総括）】 実行計画全体の排出量削減の目標が40%削減になるんです。そのうち、部門別で運輸部門に関しては……。

【松井委員】 積み上げでこれなんですね。

【事務局（北川総括）】 先生おっしゃるようにちょっと野心的ではないかもしれませんが、運輸部門に関しては33%の削減ということで、その中にはこの乗用車の電動化による削減とか、あるいは、そのほかの自動車の対策による削減を合わせて削減を積み上げて、33%の削減という形になっていますので。

【松井委員】 分かりました。この数字自体はその計画に従って合っているということなので多分いいんだと思うんですけど、何か「さらなる高みを」というのを社会状況に書けたらいいなという、これ、コメントです。

以上です。ありがとうございました。

【事務局（北川総括）】 御意見を踏まえまして、どういう検討ができるかちょっと考えてみたいと思います。ありがとうございました。

【松井委員】 ありがとうございます。

【近藤部会長】 ありがとうございました。

ほか、どうでしょうか。

そうしましたら、松井先生の御指摘はちょっと修正はしていただくということにして、あと、黒坂先生からありましたように、ちょっとこれは全体を見直して、表現の統一等についてはぜひ図っていただきますようお願いいたします。

それをしていただいた上で、一応この説明していただいた事務局での部会報告案の素案を基にこの報告案を作成していただきたいと思いますので、そういう方向でよろしいでしょうか。

特段御意見ないと思いますので、では、そういう形で進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

では、続きまして、次はVの地盤沈下分野、それから、VIの土壤汚染分野、VIIの化学物質分野について、順番に事務局から御説明をよろしくをお願いいたします。

【事務局（阿部主任専門員）】 そうしましたら、ちょっと2ページほど飛びまして56ページから、地盤沈下分野から御説明をさせていただきます。

まず、府内における法及び条例の規制の枠組みですけれども、その下の（１）にありますように、法律では工業用水法とビル用水法、それから、（２）で条例により規制をしております。条例では、１９行目にありますように、水道事業用地下水の取水につきまして許可の取得を義務づけております。

その下の表がその規制内容になっておりまして、３つの区域それぞれに揚水機の吐出口の断面積、それから地下水採取するストレーナーの位置、これについての規制を行っております。

次の５７ページが規制地域の図でございます。

その一番下の府内における環境の状況ということで、これは次のページ、５８ページの一番上のグラフを見ていただきたいんですけども、１９７０年、昭和でいうと４５年から沈静化の傾向にあるということでございます。

その下の施行状況ということですが、それぞれ法と条例許可件数が御覧のようになっておりまして、条例につきましては、現在使用している井戸はございませんけれども、規制区域以外の市町村の水道事業について見ますと、１７市町村で地下水を水源としておりまして、その量は府域全体の地下水採取量の５８％を上水用が占めるという状況にあります。このように現在も水道事業者による地下水利用の需要は少なからず存在しているということで、現状といたしましては、条例による規制は法の規制と相まって、抑止力として地盤沈下の防止に寄与しているものと考えられるということで、４番の今後のあり方というところで法と併せた条例の効果は認められることから、引き続き地盤沈下の防止を図るため、現行の規制制度を継続することが適当であるというまとめにさせていただいております。

それから、次、５９ページから土壌汚染分野ということで、これも規制の枠組みでございますけれども、土壌汚染対策法、それから条例により規制を行っております。

制定された後、平成２９年に法が改正をされまして、その整合を図るために、元年に条例も改正をしております。

下の表が改正の内容になるんですけども、表の左側が改正前、それから右側が現行、改正後ということでございまして、ちょっと詳しい説明は省略させていただきますけれども、土壌汚染の状況の把握の契機を増やしたり、あるいは、対象物質としてダイオキシン類を追加したりという改正を行ったところでございます。

６０ページでございますけれども、施行状況ということで、その表を御覧いただきたい

と思いますけども、汚染が判明した土地について区域の指定というのを行ってございまして、それぞれ表に御覧いただくような件数を今指定しているというところがございます。

今後のあり方ということですが、改正条例が施行されたところでもありますので、現行の制度を継続することとし、今後、新たな課題が確認された際に改めて検討を行うことが適当であるというまとめにしております。

【事務局（窪田総括）】 続いて、化学物質分野のほうの説明に入らせていただきます。

61ページからでございます。

まず、61ページからは法と条例による規制の枠組みということの説明をさせていただきます。初めに、法と条例の対象となる化学物質の説明をさせていただきます。

62ページの真ん中のあたりにその法と条例の対象となる化学物質の関係をお示しさせていただきます。

続いて、その下、62ページの一番下で、法と条例による規定、排出量であったり計画書といったようなものの届出の制度についての説明を図でさせていただきます。

続いて、63ページのほうで、これまでの法と条例の対象物選定の経緯をお示しさせていただきます。

その上で、64ページの真ん中から特に府独自指定物質の選定の考え方、平成6年の生活環境保全条例の制定時から現在に至るまで何回か改正等をしておりますけれども、その考え方について整理をしたものでございます。

66ページ、現在の府独自指定物質を第一種管理化学物質と第二種管理化学物質に分けて表でお示しをさせていただきます。

66ページの一番下からが化学物質の排出量や環境の状況についての御説明ということで、届出件数、それから、化学物質排出量の推移を67ページから68ページにかけて掲載させていただいております。それからまた、環境の状況をその排出量と環境の状況との比較をしたものを載せてございます。

69ページの下の方5行目のところから、今回国のほうで検討がされております法対象物質、指定化学物質の見直しについての考え方の整理をさせていただきます。現在の指定化学物質見直しの概要というのがこの71ページの真ん中に図として載せてございます。

こういった現状を踏まえまして、その下、71ページの13行目のところから課題についてということでございます。

この課題につきましては、22行目のところからでございます。条例の化学物質管理制度に

については、現行制度を継続しつつ、指定化学物質の見直しの検討状況を踏まえて府独自指定物質の見直しを行うことが適当であるというふうに整理していただいたところでございます。

72 ページで論点についてでございます。

論点については、ここに記載しておりますとおりに大きく2つに分けてございまして、①としてVOC総量以外の化学物質についてと、②についてはVOC総量についてという形で論点整理をしていただいたところでございます。

これを踏まえまして、その下の6番で今後のあり方についてでございます。

まず、(1)ではVOC総量以外の化学物質についてということで、これについては、1)の有害性の観点から適正管理の対象とする化学物質についてということでございまして、これについては、73 ページの一番上のところでございます。有害性の観点から選定される管理化学物質は、その選定基準を平成6年当時の知見から令和2年度の最新の科学的知見に基づく有害性評価に全面的に改めることにより、見直し後の指定化学物質とすることが適当であるというふうにしていただいたところでございます。

その下、2)では生活環境保全の観点から適正管理の対象とする化学物質についてということでございまして、まずは、環境関連法令における事故時の措置における規定について整備をした上で、74 ページの1行目のところでございます。生活環境の保全の観点からは、大気汚染防止法の事故時の措置に係る規定を補完することとし、同法の有害物質及び特定物質のうち化管法の指定化学物質に該当しない物質を第二種管理化学物質に追加すべきであるとしていただいたところでございます。

その下で、次に、論点の2つ目であるVOC総量についてでございます。これにつきましては、VOCの排出削減の取組事例についてまとめた上で、その下、14行目のところでございます。VOC排出削減対策を推進していくためには、引き続きVOC総量を管理制度の府独自指定物質に位置づけるということでまとめていただいたというところでございます。

これらを踏まえた府独自指定物質の見直し案についてが19行目から(3)でお示ししているところでございまして、それぞれその見直しの案について記載をしておりますけれども、最終的にはそれを取りまとめたものが76ページの③見直し後の府独自指定物質の案というところでお示ししているものでございまして、第一種管理化学物質としてこのVOC総量、それから、第二種管理化学物質としてはここに示しておる25物質というふう



な形でまとめていただいたというところです。

その次の77ページのほうでは、これらを踏まえた条例の対象となる管理化学物質の見直しの全体像をお示ししてございます。

あとは、参考として、78ページ以降は参考資料として、法の対象となる指定化学物質の現在の案をここに参考として載せてございます。

資料の説明としては以上でございます。

【近藤部会長】       ありがとうございました。

では、今の説明について御質問、御意見ございましたらよろしくお願いたします。どなたかいらっしゃらないでしょうか。

では、ちょっと私からですが、ページの74ぐらいから見直し案ということで表がだらだらと並べて、また見直し案ということで表が出てきて、全体像というのただ単に図が出されているので、何かこれについてはもう少し文章を書かれたほうが良いように思うのですが、どうでしょうか。

【事務局（窪田総括）】       そうですね。ちょっとそれぞれの考え方に基づいて現状の化学物質をどうするかということと、新たにどういったものを追加すべきかといったものがございますので、それらをまずは①としては第一種管理化学物質、現状の物質がどういうふうに変わっていくかというのを整理して、また、②のほうでは第二種管理化学物質、現状のものをベースに整理したものを示した上で、③では最終的にどうなるかといったのをちょっと示しておりますが、おっしゃるとおりちょっと説明が足りない部分はあるかと思しますので、文章のほうでもうちょっと補足するような形で考えさせていただきたいと思します。

【近藤部会長】       ほか、どうでしょうか。どなたかいらっしゃらないでしょうか。

じゃ、私もちょっともう1つだけ。これも書き方の問題なのですが、72ページに脚注で何か説明されていますよね。本文中の2の中身の説明が書かれています。これは全体を通して脚注でこういうふうを書くということになっているのでしょうか。そういう理解でいいですかね。ここ、この章だけに出てくるのでしょうかね、こういう注意書きとかというの。

【事務局（窪田総括）】       そうですね。この章だけでございます。

【近藤部会長】       この資料というか、分野横断的にこの報告書全体で。

【事務局（窪田総括）】       そうですね。たまたま脚注を記載しているのは化学物質分野だ

けにはなっておりますけれども。

【事務局（西井補佐）】 すいません。この辺りも全体をまとめまして、統一感があるようにちょっと整理をさせていただきます。

【近藤部会長】 少し全体的に見ていただけたらと思います。

ほか、どうでしょうか。どなたかいらっしゃらないでしょうか。

【事務局（阿部主任専門員）】 すいません、1点、ちょっと土壤汚染分野の資料の修正がございますので、ちょっとよろしいでしょうか。59ページなんですけども、59ページの表で土壤汚染対策法と条例の規制の概要という表があると思いますけども。中ほどの対象物質ですけども、右のほうだけダイオキシンというふうに書いておりますけども、改正前もダイオキシンは条例についてございますので、ちょっと次回修正をさせていただきますと思います。申し訳ございません。

【近藤部会長】 分かりました。じゃ、その表の修正はまたよろしくお願いします。

水谷先生、お願いいたします。

【水谷委員】 ありがとうございます。化学物質に関する国の見直しのタイミングとこの報告書が出るタイミングについて、現時点での見通しを教えてくださいませんか。文中、「見込みである」などの表現もありましたが、国の状況を把握していませんので申し訳ありませんが、お願いいたします。

【事務局（窪田総括）】 国の動きのほうもまだ公にというか、特に動きはないというか、まだ見込みとしか言えないような状況のようです。ただ、施行に関しましては、令和5年4月の施行を目指して現在政令の改正作業をやっているということではございますので、今年度中には政令は出るのではないかとはおっしゃるところです。

【水谷委員】 分かりました。ありがとうございます。

【近藤部会長】 では、それ以外、どなたかいらっしゃらないでしょうか。

では、ないということで。先ほど土壤のところ表の訂正があるということなので、そこは訂正していただくということで、この素案を基に事務局のほうで部会報告案を作成していただくということでよろしいでしょうか。

では、そういうことでよろしくお願いいたします。

それでは、次、続きまして、8番目ですね。騒音・振動分野について、事務局から御説明をよろしく申し上げます。

【事務局（辻井総括）】 事業所指導課騒音振動グループの辻井です。

資料 88 ページからの騒音・振動分野について御説明します。

1 つ目の見出しでは、府内における法及び条例による規制の枠組みについて記載をしております。

表のⅧ－1 に騒音規制法、振動規制法及び条例による規制の概要をお示ししております。工場・事業場、特定建設作業、拡声器、カラオケ、深夜営業につきまして規制を行っておりまして、施設の設置や作業の実施の届出、規制基準の遵守などの義務を課しています。これらの騒音・振動に係る規制の事務は、一部府が直接行っている事務を除き、市町村が行っております。

続きまして、2 番目の見出しでは条例の施行状況及び環境の状況について記載しております。

まず、(1) の届出件数は、表のⅧ－2 のとおりとなっております、特定施設や届出施設の設置等の届出件数に比べて、特定建設作業実施の届出件数が大変多くなっております。

次の 89 ページでは、(2) 騒音・振動に係る苦情の状況としまして、表のⅧ－3 では公害に係る苦情件数の推移をお示ししております。全ての公害の中でも騒音に係る苦情が最も多い状況にあります。

また、騒音の苦情の発生源別の内訳につきましては表のⅧ－4 のとおりとなっております、建設作業、工場・事業場が多くなっています。

(3) の騒音に係る環境基準達成状況につきましては、環境基準の達成率は、道路に面する地域は表のⅧ－5、一般地域は表のⅧ－6 のとおりとなっております、いずれも改善する傾向にあります。

次の 90 ページでは、3 つ目の見出しとしまして、課題について記載をしております。

先ほども説明しました施行状況などから、引き続き、法に加えて条例による規制が必要な状況にあると考えられます。このような状況や市町村に対して行ったアンケートの結果などから、3 つの課題が示されました。

1 つ目の課題は、法と条例で工場・事業場の規制が重複している部分があるということ、2 つ目の課題は、バックハウのアタッチメントにより特定建設作業の規制が適用されないケースがあるということ、3 つ目の課題は、人の声など指導の難しいケースが生じていることです。

4 つ目の見出しでは、論点について記載をしております。先ほどの 3 つの課題に関しまして、3 つの論点を設定して検討が行われました。

1つ目の論点は、電気工作物等を設置する工場・事業場における法と条例の規制の重複についてです。

法の特定施設のうち、電気工作物またはガス工作物のみを設置する工場・事業場につきましては、条例制定当時は、騒音規制法、振動規制法に基づく勧告、命令、立入検査ができないため、条例の規制対象としていましたが、その後の法改正によりできるようになり、現時点では法と条例の規制が重複する状態となっているということを整理しております。詳しくは、94ページの資料のⅧ-1に記載をしております。

2つ目の論点は、特定建設作業の規制が適用されていない一部のバックホウのアタッチメントについて、規制対象とすべきかということです。

①では条例による規制におけるアタッチメントの取扱いの状況について、次のページの②では規制対象外のアタッチメントに係る苦情の状況について、それぞれ整理をしました。

そこで、アタッチメントのうち苦情の多いスケルトンバケット及び油圧クラッシャーの大割用と小割用の3種類につきまして、③にありますようにバックホウの近傍で騒音調査を実施しました。調査の結果、スケルトンバケットについては、建設機械から7メートル離れた地点において騒音レベルが90デシベル程度と高い値になりました。詳しくは、95ページの資料のⅧ-2に記載をしております。

3つ目の論点は、人の声など制御の難しい騒音など、指導が難しいケースへの対応についてです。

①で指導等の状況について、②で苦情等の状況について、次の92ページの③でこれまでの府の取り組みについて、④で参考となる対応事例について、それぞれ整理をしております。

最後に、5つ目の見出しでは、今後のあり方について記載をしております。

(1)の法と条例の規制の重複につきましては、法の特定施設のうち電気工作物またはガス工作物のみを設置する工場・事業場につきましては、条例の規制対象から除外し、重複を解消すべきとしております。

次の93ページの(2)特定建設作業規制につきましては、スケルトンバケットを使用する作業を条例の騒音規制の対象とすべきとしております。

(3)の人の声など制御の難しい騒音など、指導が難しいケースへの対応につきましては、府は、発生源が工場・事業場の場合のほか、一般家庭の場合も含めて対応事例を収集し、市町村が対応する際に参考しやすい形に整理した上で市町村と共有できるようにすべ

きとしております。

説明は以上です。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

では、今の御説明について御質問、御意見ございましたらよろしくお願ひいたします。

島先生、お願ひします。

【島委員】 島です。よろしくお願ひします。御説明いただきまして、ありがとうございます。

89ページに騒音・振動に関する苦情について、苦情件数の推移、それから騒音の環境基準達成状況の推移というのを表で示していただいているんですが、これはいずれも2ポイントだけですね。苦情件数は平成6年度と令和元年度、騒音については項目によって年度が違いますけどもいずれも2年分だけです。推移というからには特定の2年分だけではなくて、この間どういうふうに変化してきたのかという推移を、ほかの項目でも経年的な変化が示されていたと思いますので、そういう形で示していただくことはできないでしょうか。

【近藤部会長】 いかがでしょうか。

【事務局（辻井総括）】 先ほど御説明した表のⅧ－5とⅧ－6、この2つの年度の間のデータもございますので、それらも含めて推移が分かるような形のグラフに修正をさせていただきますと思います。

【島委員】 よろしくお願ひします。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

では、河井先生、お願ひします。

【河井委員】 河井ですけど、ちょっと細かいことなんですが、今の89ページの表Ⅷ－3とⅧ－4で、Ⅷ－3のほうの令和元年度の騒音が1,932件ですね。表Ⅷ－4のほうの令和元年度の騒音苦情の発生源内訳ということで、これ、全部足すと1,886なんですけど、これ、その他というのでちょっと入れておいたほうがはっきりしていいんじゃないかなという気がするんですけど、どうでしょうかね。その他、1,932と1,886の差がその他に多分なると思うんですけど。

【事務局（水間補佐）】 先生御指摘のとおりその他が抜けておまして。実はこれ、第1回の部会で御説明したのと同じフォーマットを使った関係で抜かせていただきました。ただ、その他はございますので、先ほどの推移を示すのと同じように修正させていただきます。

ます。

【河井委員】 そのほうが丁寧ではないかなというふうな気がしますので、よろしくお願ひします。

【事務局（水間補佐）】 分かりました。

【河井委員】 それから、ちょっと細かい点なんですけど、バックホウの写真みたいなものがありましたよね。95ページですか。これ、資料Ⅷ-2ということで、これ、その右下に図2というのがあるんですけど、これ、図Ⅷの何とかというのが正しい書き方ではないんでしょうかね。

【事務局（辻井総括）】 そうですね。Ⅷの何々という形に修正をさせていただきたいと思ひます。

【河井委員】 ちょっとその辺のところも何か統一感を持たせて書いていただけたらありがたいなというふうに思ひますけど。よろしくお願ひします。

【近藤部会長】 ほかの分野だと、資料と書いているところ、何か参考とかと書かれていたところもあったので、そこも資料なのか参考なのか、多分そういった形で少し統一感を持たせていただいたほうがいいのかとちょっと思ひます。

【事務局（水間補佐）】 分かりました。

【近藤部会長】 ほか、どうでしょうか。ほか、いいでしょうか。よろしいですかね。

そうしましたら、少し御指摘ありました表ですよ。89ページのところの表Ⅷ-4ですよ。数字が合うように少し訂正していただくということと、表Ⅷ-5、表Ⅷ-6、これが図になるのか表になるのかですが、経年変動が分かるような形で少し修正していただくということをお願いして。あと、資料のところですね。資料のところの図番の書き方のところも少し修正していただくということで、この素案を基に部会報告案を作成していただきますよう、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

では、今度は9番目ですかね。規制以外の手法について、事務局から御説明をよろしくお願ひいたします。

【事務局（樋口課長）】 それでは、続きまして、9項目目、規制以外の手法について御説明をさせていただきます。

資料の96ページを御覧ください。

この項目につきましては、これまでも部会報告をイメージした資料で御議論をいただいておりますので、今回は前回からの修正点を中心に御説明をさせていただきます。

まず、1番の検討の背景ですけれども、前回、検討の背景としましては、前半の5行目までですね。行番号でいいますと4から8のところですが、主に大気や水質の環境は改善しているけれども、引き続き改善が必要な課題があることや、より効果的・効率的な排出削減への転換が求められているというのを検討の背景としておりましたけれども、前回の部会で、SDGsの視点でありますとか府の環境総合計画で掲げております環境・社会・経済の統合的向上などの視点を前面に出すべきとの指摘を受けまして、その8行目の後半以降の記述を追加させていただいております。

具体的には、その8行目の後半ですけれども、「今日の環境問題に対する社会の関心がかつての激甚な公害問題への対応から、SDGsの視点も踏まえ地球温暖化対策、資源の循環的利用、生物多様性保全など、より幅広い分野へと拡大している。これらの新しい環境課題は、社会・経済課題とも密接に関連しており、従来のように特定の環境課題の直接的解決に着目した規制手法では限界があり、環境課題の解決に留まらず、社会的課題や経済的課題などの同時解決と環境・社会・経済の統合的向上という視点が必要であると言われている。このため、今回の『今後の大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方』の検討に際して、これまでの排出等規制に加えて、規制以外の手法、特に事業者の自主的な取組を活用する施策の導入について検討を行った」というふうに追加をさせていただいております。

なお、ただいまの記述の大部分は、前回、「規制以外の手法の必要性」ということで4項目整理させていただいております4番目に「新たな環境課題への配慮」という項目があるんですが、その中で記載していた部分を中心に、この前のほうに持ってきて少し修正を加えたというものでございます。

続きまして、2項目目は前回から特に変更ございません。

規制以外の手法の具体的な事例ということで、(1)としましては、国の環境基本計画で示された環境施策の実施の手法例ということで7項目ですね。

それから、(2)としましては、実際に規制以外の手法が導入されている施策の事例ということで、この表のIX-2に土壌汚染対策からVOC対策、それから公害防止管理者制度など、事例として掲げさせていただいているものでございます。

その次の「論点」につきましては、前回の部会では掲載しておりませんでした。令和2年2月の第1回の部会で整理をいただきました論点を改めて記載させていただいております。

論点としては、2点ですね。「規制以外の手法が求められる課題について」ということと、実際にその規制以外の手法を導入する場合に、「規制以外の手法のうち、生活環境の保全に関して有効な手法について」という2点の論点を整理いただいたので、それを改めて記載させていただきました。

最後、4番目、「今後のあり方」についてですけれども、(1)につきましては、前回、「規制以外の手法の必要性」という表題にしておりましたが、今御説明しました論点と表現を合わせまして、「規制以外の手法が求められる課題について」ということで表題を改めさせていただきます。

それから、次に、99ページの(2)ですけれども、これも表題が前回は「規制以外の手法の導入に当たっての考え方(案)」としておりましたけれども、これも1回目の部会で整理いただいた論点の表現ですね。「規制以外の手法のうち、生活環境の保全に関して有効な手法について」ということでタイトルを改めさせていただきます。

この論点2つ、それぞれ必要な課題4項目、それから有効な手法の例示として4項目挙げている点は前回から変わっていませんが、1点、100ページの6行目の①ですけれども、この点につきましては、前回部会では3番目の項目としまして「関係機関との連携による対応」という項目で記載をさせていただいておりましたが、部会のほうで御意見がありまして、全体としてはそのSDGs等を想定した、前面に出した内容にすべきということの御指摘をいただいたことと併せまして、SDGsの中でも特に17番目の協働ということが一番重要であるということで、この項目にその視点も盛り込んで、前回は3番目に書いておったんですが、一番上に出すべきではないかという御指摘を受けて修正したものでございます。

表題も関係機関との連携というところから、府民も入れまして、「関係業界や府民等との協働による対応」というふうに表題を変えさせていただきます。記載内容につきましても、前回は関係業界や関係機関等と連携ということの内容だったんですが、100ページの10行目あたりですが、関係業界や府民等の多様な主体との協働による取組も検討すべきというふうに改めまして、その府民等の連携の具体例としましては、16行目以降なんですが、先ほど大気分野でも御説明させていただいたんですけども、1つの事例といたしましてですが、VOCについては全体の排出量のうちの2割程度が家庭からの排出であるということで、そういう家庭あるいは府民に対する働きかけということも重要であろうということを個別の分野でも考えておりますので、ここもその事例としてそれを挙げさせて



いただいて、府民の生活スタイルの転換を呼びかける啓発などにも取り組んで、府民も含めた官民の協働による取組の視点が重要であるというふうに表現を改めてございます。

前回からの修正は以上でございまして、大きな構成としましては、論点2つございますが、それぞれ課題4項目、それから、その対応に当たっての考え方4項目を整理するという形でまとめさせていただいております。

説明は以上でございます。

【近藤部会長】      ありがとうございます。

では、今の説明について御質問、御意見ございましたらよろしく願いいたします。

石川さん、お願いします。

【石川委員】      御説明ありがとうございます。

今御説明あったところなんですけど、100ページのこの府民との協働による対応ということで、事業者がこれは府民の生活スタイルの転換を呼びかける啓発などにも取り組むという、ことでしょうか。

【事務局（樋口課長）】      ここ、実際事業を実施する際にはより効果的なものを考えていく必要があるかと思うんですけども、今の時点で想定していますのは、例えばこのVOCにつきましても、家庭で使われている消費財ですね。スプレーですとかちょっとした化粧品であるとか、そういうところからもVOCが出ているということで、例えば府民の皆さんが商品を選択する際にそういうものが使われていないものを選択するような機運が広まれば、それが結果的にその製造事業者さんのほうもよりそういうものを重点的に製造されるでしょうし、あるいは、逆にそういうものを先に製造することによって府民の皆さんも選択の幅が広がるということで、いろんなアプローチの仕方はあるかと思うんですけども、そこは官民含めた協働の視点を取り入れて、トータルとして取り組んでいく必要があるだろうという視点をここで書かせていただいているものでございます。

【石川委員】      それ、すごい大切なことだと思うんですよ。ただ、事業者に府民への生活スタイルへの転換の啓発というのはなかなか難しいかなというふうにもちょっと思いましたので、やっぱりここは行政のですね。特に行政がそういうところに関わっていくところの方が大事じゃないかなと思いましたので、その事業者にとりどころだけではなくというところをちょっと私は言わせていただきたいと思います。

【事務局（樋口課長）】      承知しました。その点、確かに府民の皆さんへの啓発という部分では、行政の役割が大きい部分だというふうに思っておりますので、今後の施策を考え

ていく中で、今御指摘いただいた点も含めて検討していきたいと思います。ありがとうございます。

【石川委員】 よろしく願いいたします。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

島先生、お願いします。

【島委員】 内容に関わることではございませんし、前回も見せていただいたところで恐縮なのですが、97ページの表IX-2で、まず、この表だけ表の番号だけでタイトルがありませんので、ほかと同様にタイトルを入れていただきたいと思います。

そして、内容についてですが、いずれも根拠として条例や法律が示されていますけども、97ページの一番下のおおさか交通エコチャレンジ、それから、その次のページにありますSTOPアスベストなどについては根拠が何も記載されていないですよね。恐らく法や条例以外ということになると思うんですけども、やはり何らかの根拠となることを記載していただいたほうがイメージしやすいのではないかというふうに思いました。

以上でございます。

【事務局（樋口課長）】 ありがとうございます。まず、表題はちょっと考えまして、適切なものをつけたいと思います。あと、根拠も、御指摘のとおり大きな意味での根拠ですね。例えばSTOPアスベストキックオフ宣言につきましては、大気汚染防止法でありますとか、あるいは条例の中でそのアスベスト対策の中の例えば事業者の役割というふうなことが書かれていますので、少し広義に検討いたしまして、何らかの根拠を入れるようにしたいと思います。ありがとうございます。

【島委員】 よろしく願いいたします。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

松井先生、お願いします。

【松井委員】 2点あって、1点目は島先生の補足という形になるんですけども、表IX-1には第5次環境基本計画で定義、紹介されている規制的手法、並びに情報的手法とか、いろんな手法のタイプというのが縦軸に並んでいるじゃないですか。次の表IX-2のところは、各分野で取組事例の中のその括弧の中ですね。括弧の中にそれら手法がどういうふうに使われているかというのが書かれていると思うんですけど、この対応関係がちょっと微妙なところがあって。例えばですけど、表のIX-1の手続的手法の中にはP R T Rが書かれているじゃないですか。だから、これを見ると、思わずその化学物質管理のところ

手続的手法が記載されているのかなと思いついてみると、枠組規制的手法しか載ってなかったりというので、対応が若干怪しい感じもあるんですよ。

なので、僕からの提案なんですけど、提案です。表Ⅸ－１の手法を横軸にして、縦軸に分野かな。今回の８分野ですか、公害の８分野にして、星取り表の形にされたらいかがでしょうというのが提案です。だから、例えば土壌汚染の分野では、こういう手法、こういう手法というのは展開されているんだけど、例えばですけど、事業的手法で民間が自主努力でみたいなところはまだ弱いよねみたいなのが星取り表であると、すごくその手法の総合的展開を俯瞰的に理解するという意味ではいいんじゃないかなというのが提案です。ちょっと大変だと思うので、１度内部で御検討いただけて、やれそうならという形でメッセージを出させてください。これ、１点目です。

２点目は細かいことで、SDGsとかESGとかPRTRとかが略語が紹介なしで出てくると、恐らくこれを読まれる方は困ると思うので、一番頭に略語集をつけるか、スペルアウトしたものと日本語の併記をするか何かが全文通じて、このペーパー１００ページ通じてちょっと１回リチェックお願いできたらと思います。

以上２点です。

【近藤部会長】      ありがとうございました。

どうでしょうか。ちょっとなかなかハードルが高い提案だと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局（樋口課長）】      ありがとうございます。御指摘のとおり、この表Ⅸ－２の区分を考えると、確かに手続的手法と自主的取組とか、あと、枠組的手法とか、ダブってくるというか、境界が明確でない部分がございますして悩ましかったところがありますので、例えば、今御指摘いただいたように１つの施策がこれとこれとこれに該当するということが星取り表というか、丸を入れることで、複数の側面を持っているということは表現できるのかなというふうに思います。どういう形で、その表Ⅸ－１のそれぞれの手法の説明とセットで書くか、ちょっと非常に何か立体的になってしまいそうな気がするので、表は２つになるのかなと思うんですけども、Ⅸ－２のそれぞれの事例がその上の７つのうちのどれに該当するかをチェックするような形になるのかなと。

【松井委員】      そうですね。その星取り表が一番内部的にも戦略マップみたいな意味を持って使いやすいのかなというふうに思いましたので、１度御検討ください。特にここに根拠ということが書かれているのと書かれていないのってまさにそうで、根拠と書かれて

いるのが条例とか法とかというのは、これ、規制的手法が適用されているという意味になっていて、この書けないところのハイフンが出ているのは自主的取組であったり情報的手法であったり啓蒙的手法であったりというのに対応しているはずなんですよ、きっと。だから、これに根拠列を展示というか、右方向に展開して星取りにしてみると何か見えるのかなという印象でした。

ありがとうございます。御検討ください。

【事務局（樋口課長）】 ありがとうございます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

ほか、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

では、表については少し御意見がありましたので、少し見直していただくということにさせていただきますので、それで、この草案を基に事務局のほうで部会報告案を作成していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

一応これで素案全体の審議が終了しましたので、本件については、本日の議論を踏まえまして事務局のほうで部会報告案を作成していただきますようお願いいたします。

それでは、(2)のその他について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（池田（俊）総括主査）】 事務局でございます。今回、その他につきましては配付資料はございませんけれども、次回の部会でございますが、9月22日に開催予定でございます。よろしく願いいたします。次回の部会では、本日御審議いただいたことを踏まえまして部会報告案を作成いたしまして、お示しして御審議いただく予定でございますので、よろしく願いいたします。その後、環境審議会におきまして報告をいただきまして、答申をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。では、また9月22日に部会報告案を見させていただくということで、よろしく願いいたします。

予定していた議題は以上でございますけれども、委員の皆様方のほうから何かございますでしょうか。

事務局から何かございますでしょうか。

【事務局（池田（俊）総括主査）】 特にございません。

【近藤部会長】 では、ほかにないようですので、本日の議事はこれで終了いたします。委員の皆様方には長時間にわたって円滑な御審議に御協力いただきまして、ありがとうご

ございました。

それでは、進行を事務局のほうにお返しいたします。

【事務局（池田（俊）総括主査）】 近藤部会長、ありがとうございました。皆様方におかれましては長時間の御審議ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、令和3年度第2回生活環境保全条例検討部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午後4時54分 閉会）